要求水準書に対する質問への回答

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
104	第Ⅰ編	1-1	1.1	1.1.3	1.1.3.1	熱回収施設又はごみ燃料化施設（炭化施設）	「本施設規模は、災害発生廃棄物も考慮して設定したものである。」とありますが、災害発生廃棄物はリサイクルセンターで前処理してよいものと考えてよいか、ご教示願います。	事業者提案に委ねます。
105	第Ⅰ編	1-2	1.1	1.1.5	1.1.5.1	土木・建築工事関係	造成工事の内容の記載がございませんが、敷きならし程度と考えて宜しいでしょうか。	各提案において必要な造成工事の全てを指します。
106	第Ⅰ編	1-2	1.1	1.1.6	1.1.6.1	地形、地質等	東西臨海道路工事に伴う仮設道路が設置され、その基礎が地中埋設されていると記載がございますが、今回事業地内に仮設道路用基礎及びその下部の杭・サンドコンパクションパイルが残存しているのでしょうか。残存している場合、その撤去・処分は今回事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。今回事業範囲の場合、第Ⅱ編の添付資料別紙2以外の詳細な図面・資料等がございましたら御提示願います。	別紙2に示す撤去工事範囲以外の杭等は残存しています。撤去・処分が必要な場合は、事業範囲となります。
107	第Ⅰ編 別紙2 別紙4	1-2	1.1	1.1.6	1.1.6.3⑧	都市計画事項等 仮設道路計画図 配置イメージ図	高圧線近接と記載がございますが、高圧線の現況敷地レベルからの設置高さが分かる図面・資料等ございましたら御教示願います。 また、別紙4にて「煙突はこの場所に限りませんが出来る限り橋側に設置してください。」とありますが、本高圧線と近接することから、煙突や建屋設置（施設・工事）に対する高圧線側からの制限等ありましたら御教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
108	第Ⅰ編	1-3	1.2	1.2.6		環境影響評価	現況調査の結果を踏まえた設計をすすめるのにあたり必要となる、調査会社に与えた数値・データ（排ガス量・温度、煙突高さ・位置等）をご教示ください。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
109	第Ⅰ編	1-3	1.2	1.2.8		住民説明	「市が行う住民説明会に出席し、・・市が求める説明を行うこと。また、・・必要な資料及び機材等の準備を行う・・。」とあります。 ①予定開催規模②予定開催回数③予想必要資料種類及び程度④予想資料資料部数をご教示願います。	現時点では、未定です。
110	第Ⅰ編	1-7	1.3	1.3.1	1.3.1.3 （1）	実施設計の変更	「ただし、監督員の指示により変更する場合はこの限りではない」と記載がある一方、「1.3.1.5契約金額の変更」においては増額はお認めいただけないことになっております。よって、監督員殿からのご指示については、弊社の非により要求水準書の仕様が満たせない場合の改善に対するものに限定させていただけるものと考えてよいでしょうか。	要求水準書に明記されていない事項であっても、当然必要と思われる補足・完備は事業者の責任であるため、事業者の非により要求水準書の仕様が満たせない場合の改善に対するものに限定するものではありません。
111	第Ⅰ編	1-7	1.3	1.3.1	1.3.1.5	契約金額の変更	「前記1.3.1.3、1.3.1.4項の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない」とありますが、例えば、建設工事請負仮契約書　第3条（設計図書）9項にある但し書きの条文に該当する場合をはじめとして、契約条項に従って、貴市と事業者の費用負担を決定して頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	第3条9項に該当する場合は、契約書の内容を適用します。
112	第Ⅰ編	1-8	1.3	1.3.2	1.3.2.1	設計図書	図書中類似記載項目の優先順位も本項目順と考えてよいか、ご教示願います。	優先順位を示すものではありません。
113	第Ⅰ編	1-9	1.3	1.3.2	1.3.2.5 （1）	残存工作物及び樹木	残存工作物及び樹木の大きさ・位置・本数等が分かる図面・資料等を御提示願います。	残存工作物及び樹木はありません。
114	第Ⅰ編	1-9	1.3	1.3.2	1.3.2.5 （2）	地中障害物	「地中埋設物」として具体的に何をどの程度想定すればよいか、また現状判明しているものがありましたらご教示願います。	別紙2に示す撤去工事範囲以外の杭等は残存しています。
115	第Ⅰ編	1-9	1.3	1.3.2	1.3.2.5 （2）	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾により事業者の負担において適切に処分する。」とありますが、「建設工事請負仮契約書（案）第3条3」において、「土地の瑕疵や埋蔵物」及び「地質調査その他の調査に不備・誤り」等に関する規定がありますので、費用負担に関しては、当該規定に従い事業者が負担する事が決定されたものについてのみ、本項が適用されると考えてよろしいでしょうか。	地中障害物の内容により協議します。
116	第Ⅰ編	1-9	1.3	1.3.2	1.3.2.5 （2）	地中障害物	通常予見できない地中障害物についてまで事業者負担とすることは、本事業においてVFMを低下させる虞があります。通常予見できない地中障害物(有害物質等を含む)の処分について明らかに過分な費用がかかる場合、貴市の費用負担について協議頂けるという理解でよろしいでしょうか。	地中障害物の内容により協議します。
117	第Ⅰ編	1-9	1.3	1.3.2	1.3.2.5 （3）	建設発生土の処分	「万一、余剰な残土が生じた場合は、場外自由処分とする。」との記載がございますが、建設発生土に有害物による汚染の存在が確認された場合は、貴市のご負担で処分していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	汚染の内容により、処分費用が著しく高額になると認められる場合は、協議します。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
118	第Ⅰ編	1-9	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (3)	建設発生土の処分	「万一、余剰な残土が生じた場合は、場外自由処分とする。」との記載がございますが、貴市指定の処分場所等がありますでしょうか。貴市指定の処分場所がございましたら、今回事業地から処分場所までの距離及び処分費を御教示願います。	市の指定する処分場はありません。
119	第Ⅰ編	1-9	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (6)	ゼロエミッション計画	「本工事に・・・、あらかじめ「ゼロエミッション計画（仮称）」を作成し、監督員の承諾を得なければならない。」とありますが、廃棄物の抑制および適正な処理の計画書を作成し、監督員の承諾を得ることで、要件を満たすものと理解してよろしいでしょうか。	概ねお見込みのとおりですが、適正な処理にはリサイクル計画も含みます。詳細については監督員との協議によります。
120	第Ⅰ編	1-10	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (9)	仮設物	「執務に必要な図書、事務機器（パソコンシステム、コピー機を含む）・・・」とありますが、パソコンについては貴市殿にて御使用されているものを持参されると考えてよろしいでしょうか。	新たに整備してください。
121	第Ⅰ編	1-10	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (9) ③	仮設物	監督員事務所について、事務所面積は100㎡程度とございますが、貴市監督員の従事人数を御教示願います。	10人程度を想定しております。
122	第Ⅰ編	1-10	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (9) ③	仮設物	監督員事務所の光熱水費、電話料金等を見込むことは困難ですので、貴市にてご負担いただくものとしてよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
123	第Ⅰ編	1-10	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (10)	施工方法及び建設公害対策	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく排水基準を遵守し工事いたしますが、周辺海域が漁場であることによるさらなる上乗せ排水基準がありましたらご教示願います。	関連法令以外の上乗せ排水基準はありません。
124	第Ⅰ編	1-10	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (13)	工事に伴う環境調査	工事に伴う環境調査として環境モニタリング等調査をおこなうご指示ですが、貴市にて想定されている具体的な環境モニタリング調査項目が、ございましたら、ご教示願います。	現時点で想定している項目はありません。
125	第Ⅰ編	1-10	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (13)	工事に伴う環境調査	「必要に応じ、騒音・振動・・環境モニタリング等調査を行う。」とあります。調査が必要となる項目、回数、または必要となる条件をご教示下さい。	事業者提案をもとに協議します。
126	第Ⅰ編	1-10	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (14)	リーフレットの提出	「施設概要等を・・・。作成部数は毎年度5,000部とする。なお、・・・。」とありますが、リーフレットは建設期間の22年度から25年度までの4年間、合計20,000部を用意するとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該リーフレットは、Microsoft Word等で作成した、概要を簡潔にまとめたA4サイズ１枚程度の資料でよろしいでしょうか。	枚数についてはお見込みのとおりです。また、A4サイズ1枚程度を想定しておりますが、内容については協議によります。
127	第Ⅰ編	1-10	1.3	1.3.2	1.3.2.5 (15)	負担金	本設に関する電力・電話・上水等の敷地境界までの引き込みに伴う負担金については、市が負担するとの記載がございますが、現在、貴市が想定されている引き込みルート・取り合い点がございましたら、ご教示願います。 また、この本設引き込みは工事着工時点で引き込みが完了していて工事用に利用できるものと考えてよろしいでしょうか。 加えて、電力・電話・上水等との記載でございますが、等とはどのようなものを想定されておられるのかもあわせて、ご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
128	第Ⅰ編	1-10	1.4	1.4.1	(1)	材料及び機器	「使用材料及び機器は、・・すべて新品とし、・・。」とあります。1.3.2.5(7)との整合性はどのように判断するべきかご教示下さい。	再生品の利用として仮設程度を考えております。また再生骨材、アスファルトについても使用可能です。
129	第Ⅰ編	1-11	1.4	1.4.1	(3)	材料及び機器	「本工事で使用する材料及び機器は、・・試験検査成績書、・・及び見本品等提出し、監督員の承諾を得る。」とあります。同等品の製品規格、製品仕様、カタログ等で可能と考えてよろしいでしょうか。	同製品の製品規格、製品仕様、カタログ等でよいと判断するものもありますが、原則、試験成績証明書、製品証明書及び見本品の提示を求めます。
130	第Ⅰ編	1-11	1.4	1.4.1	(8)	材料及び機器	「地元を、できる限り優先して使用する」とありますが、地元の定義と地元起用の最低限の額の制限はありますでしょうか。また、できる限りというのは、価格と技術が合えば、優先的に使用するとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、地元とは市内を指します。最低限の額の制限等はありません。 後段については、お見込みのとおりです。
131	第Ⅰ編	1-11	1.4	1.4.2	1.4.2.1 (1)	器材指定製作者	「器材指定製作者一覧表を提出し、監督員の承諾を得た後に・・」とありますが、DBO事業の本質から、事業者において運営事業のリスクを負うことを踏まえて、承諾ではなく報告に変更し、速やかな建設工事が実施可能となるようご配慮くださいますようお願いいたします。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
132	第Ⅰ編	1-11	1.4	1.4.2	1.4.2.1 (3)	器材指定製作者	後段「なお、この場合の品質管理は製作期間において、事業者の検査担当社員を現地に常駐して行うことを原則とする。」とありますが、当該メーカーにおいて主要機器の製作実績がある場合には、検査担当社員の駐在期間については、事業者内部の品質管理の基準に従って実施してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。ただし、内容によっては事業者の品質管理基準等に準拠することについて協議します。
133	第Ⅰ編	1-11	1.5		(4)	経費の負担	監督員の立会検査・試験(国内外とも)に要する経費(交通費、宿泊費、食事)は事業者負担という解釈で宜しいですか。	監督員の経費については、本市の負担とします。
134	第Ⅰ編	1-11	1.5		(4)	経費の負担	経費の負担とは貴市監督員殿の経費ではなく、弊社検査員に関わるものであると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	第Ⅰ編	1-11	1.5		(4)	経費の負担	「・・なお、海外の工場における機器の立会検査に係る交通費等の費用についても全て事業者の負担とする。」とあります。通常自治体殿の検査旅費、人件費につきましては自治体殿ご負担と考えられますが、海外工場での検査に要する人件費及び国内工場での貴市お立会検査に係る交通費等移動、宿泊等の費用及び人件費については、貴市ご負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	第Ⅰ編	1-11	1.5		(4)	経費の負担	後段「海外の工場における機器の立会検査に係る交通費等の費用についても全て事業者の負担とする。」とありますが、貴市検査員に係る交通費、宿泊費等については貴市にてご負担いただくものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	第Ⅰ編	1-12	1.6	1.6.1	(2)	試運転	通常、本施設の規模及び処理ﾌﾛｰの場合、試運転期間は、負荷運転、性能試験を含めて30日間で完了しており、試運転期間を30日間に短縮して宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
138	第Ⅰ編	1-12	1.6	1.6.2	1.6.2.1 (2)	市の費用負担範囲	試運転時、発生する処理不適物の処理に要する費用も市殿の負担範囲と解釈して宜しいでしょうか。	事業者負担とします。
139	第Ⅰ編	1-12	1.6	1.6.2	1.6.2.1 1.6.2.2	市の費用負担範囲 事業者の費用負担範囲	事業者の費用負担範囲は1.6.2.1以外すべてとなっています。灰等の最終処分費用も事業者負担でしょうか。 一方、「要求水準書第Ⅱ編 P.15 4.7(1)」には「・・本市が指定する最終処分場へ・・搬送すること。」とあり、最終処分場は貴市ご指定と考えられます。最終処分場への搬送は事業者負担とし、最終処分場の確保と処分費用は貴市ご負担と考えて良いかご教示願います。	事業者負担とします。
140	第Ⅰ編	1-13	1.6	1.6.4	1.6.4.2 ①	調整の内容	調整内容でスタートアップ時に工場内の全設備のチェックとありますが、乾燥焚及びボイラ洗浄に関連する機器のチェックと判断してよろしいでしょうか。	乾燥焚及びボイラ洗浄に限りません。
141	第Ⅰ編	1-15	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (1)	引渡性能試験	試験に先立って2日前からほぼ完全定格運転に入るとありますが、引渡し性能期間を含めて処理物のご提供はいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
142	第Ⅰ編	1-17	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(1/4) 2排ガス	ばいじん	ばいじん測定箇所で、ろ過式集じん機出口及び煙突での計測がご指定されていますが、この間でばいじん増加要因が無い場合、いずれか一方に集約させていただけると考えてよいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
143	第Ⅰ編	1-17	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(1/4) 2排ガス	ダイオキシン類	排ガスダイオキシン類濃度について、参考としてバグフィルター入口及び出口濃度及び脱硝反応塔装置入口にて測定すること、とありますが回数のご指定はないものと考えてよろしいでしょうか。	監督員との協議によります。
144	第Ⅰ編	1-17	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(1/4) 2排ガス	ダイオキシン類	「ダイオキシン類については、参考としてバグフィルター入口及び出口濃度及び脱硝反応装置入口にて測定すること。」とありますが、バグフィルタ出口と脱硝反応装置入口は同じ場所となりますので、参考用としての測定は、バグフィルタ入口とバグフィルタ出口の2箇所で行うよう考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
145	第Ⅰ編	1-18	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(2/4) 2排ガス	白煙防止条件	「白煙防止条件:5℃、50%で白煙を生じないこと」とあります。水蒸気で、無害であるため、 ①機器削減コストダウン②排ガス規制と排水クローズドの両立の観点から、条件を削除させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
146	第Ⅰ編	1-18	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(2/4) 2排ガス	白煙防止条件	白煙防止条件が設定されていますが、環境省が一般廃棄物処理施設における地球温暖化対策として、白煙防止装置の廃止をあげられております。設備費低減の目的からも、同設置については事業者の提案事項とさせて頂くよう検討頂けないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
147	第Ⅰ編	1-18	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(2/4) 4溶融固化物	JIS	平成10年3月26日「一般廃棄物の溶融固化物の再利用に関する指針」は平成19年9月に改定されており、JIS A 5031、JIS A 5032に準拠することとなっております。従って、JISと同内容となるため、本項目はJISによるものと考えてよろしいでしょうか。(フッ素、ホウ素を追加) また、溶出試験はJIS K 0058-1利用有姿によるものと考えればよろしいでしょうか。	JISの規定に準拠します。
148	第Ⅰ編	1-18	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(2/4) 4溶融固化物	JIS	JIS A 5031については、MS-5、JIS A 5032については、FM-2.5の粒度規定と考えてよろしいでしょうか。	粒度については事業者の利用用途に合わせて提案してください。ただし、粒度調整できる計画としてください。
149	第Ⅰ編	1-20	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(2/4) 4溶融固化物	JIS	入札説明書の5.施設の運営の提案に関する条件において「熱回収施設から排出される溶融固化物については、・・・・市より有償で購入した上で、有効利用を図るもの」とありますので、スラグの有効利用先に応じて、溶融固化物のJISを適用するものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
150	第Ⅰ編	1-18	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(2/4) 4溶融固化物	JIS カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン	2時間ごとにサンプリングすることとなっていますが、サンプリング後混合して1検体とすると考えてよろしいでしょうか。分析項目が多大となり、分析時間などで支障をきたすことが予想されることから、ご検討をお願いします。	サンプリング毎を1検体とします。
151	第Ⅰ編	1-18 2-9	1.7 2.3	1.7.2 2.3.6	1.7.2.3 (3) 表1-2(2/4) 4溶融固化物 2.3.6.1 (2)	ダイオキシン類 溶融スラグに関する基準値	溶融スラグのダイオキシン類の含有量は0.1ng-TEQ/g以下と記載ありますが、P2-9 2.3.6.1(2)溶融スラグに関する基準値には「ダイオキシン類の含有量は1000pg-TEQ/g以下以下とする」とあります。ダイオキシン類の含有量の保証値は1000pg-TEQ/g以下と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書表1-2を修正します。溶融スラグのダイオキシン類の含有量は、1000pg-TEQ/g以下とします。
152	第Ⅰ編	1-19	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(3/4) 7悪臭	排出口の基準	臭気の排出口とは煙突の排出口と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	第Ⅰ編	1-19	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(3/4) 11燃焼ガス温度	脱硝装置の入口温度	脱硝装置の入口ガス温度について、180℃以上と記載がある一方でページ-5-38-、5.5.6.2触媒関係、(2)設計基準⑤では200℃以上のご指定があります。いずれを正とするかご教示願います。	排ガス温度は180℃以上とします。機器の設計基準としては200℃以上を標準とします。
154	第Ⅰ編	1-19	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(3/4) 11燃焼ガス温度	集じん設備ろ過式集じん機入口温度	ダイオキシン類分解機能付のろ布を採用するなど、排ガス温度が高い方がダイオキシン類の除去効果が高いとされる場合、「200℃以下」を廃掃法の規定どおり「おおむね200℃以下」と解釈して良いか、ご教示願います。	事業者提案に委ねます。
155	第Ⅰ編	1-19	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(3/4) 11燃焼ガス温度	集じん設備ろ過式集じん機入口温度	「200℃以下」とされていますが、廃掃法施行規則の規定にあるとおり「おおむね200℃以下」との理解とさせて頂く事でよろしいでしょうか。 ダイオキシン類分解の触媒機能があるろ布を採用した場合、排ガス温度が高い方がダイオキシン類の除去効果が高い場合もありますので、確認させていただくものです。	事業者提案に委ねます。
156	第Ⅰ編	1-20	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(4/4) 14緊急動作試験		電力会社の受電、非常用発電装置が同時に10分間停止してもプラント設備が安全であることを確認する緊急作動試験を行うとのご指示ですが、このような状態に陥るのは非常にレアなケースであること、10分間も停止した場合、設備に損傷を与えるおそれがあること、さらに試験中は周辺環境に騒音等の影響を及ぼすことから、非常用発電装置の自動起動を確認し、安全にプラント設備が停止できることの確認試験とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
157	第Ⅰ編	1-20	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-2(4/4) 20用役		用役につきましては、ごみ質等(発熱量、灰分、酸性ガス成分、重金属含有量など)の条件に大きく左右されますので、できれば保証項目から除外していただけないでしょうか。除外不可能な場合には、ごみ性状の分析結果等を計画条件と比較し、適切な補正を行って評価してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 著しくごみ質が変動した場合は協議します。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
158	第Ⅰ編	1-21	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-3(1/2) 2選別能力 (資源系)		カレットの選別に関しては、作業員による手選別で計画を進めていますが、搬入時のカレットの割れ、汚れを考慮し、本数値は目標値としてもよいか、ご教示願います。	要求水準書のとおりとします。
159	第Ⅰ編	1-21	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-3(1/2) 2選別能力 (資源系)		「選別食品包装プラスチック中の食品包装プラスチック」とは、プラスチック製容器中の食品包装のフィルム系軽量プラスチックと解釈してよろしいでしょうか。	プラスチック製容器処理ラインで選別されるものを指します。選別方法については別紙9の基準を満足することを前提に事業者提案に委ねます。別紙3については修正します。
160	第Ⅰ編	1-21	1.7	1.7.2	1.7.2.3 (3) 表1-3(1/2) 3破砕能力		「プラスチック容器破砕機は、50mm 以下とする。」とありますが、「50mmφの網の目を通過する程度に裁断されていること。」としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	第Ⅰ編	1-23	1.8	1.8.1	(1)	設計のかし担保	「設計のかし担保期間は10年間とする。」とありますが、施設竣工後10年目が経過すれば、特段の検査を行わなくとも自動的に満了するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
162	第Ⅰ編	1-23	1.8	1.8.1	(3)	設計のかし担保	「疑義が生じた場合は、試験要領書を作成し、監督員の指定する時期に性能試験を、事業者の負担において行う」とありますが、疑義内容や試験方法などが不明な場合もございますので、内容に関して貴市と協議の上、運転管理に支障の生じないような内容の試験の要領書を作成し、同じく、運転管理に支障の生じない時期に性能試験を実施する。という理解でよろしいでしょうか。	試験方法等については協議によりますが、時期等については指定することがあります。
163	第Ⅰ編	1-23	1.8	1.8.2	(2) ①	プラント工事	「灰溶融炉・溶融炉耐火物、スラグライン耐火物、・・・炭化炉部品　2年」とありますが、定期整備にかかる補修については、かしと判断されないことを確認させて下さい。	お見込みのとおりです。
164	第Ⅰ編	1-24	1.9	1.9.1	1.9.1.2 (2)	熱回収施設又はごみ燃料化施設(炭化施設)及びリサイクルセンター建築機械設備工事及び建築電気設備工事	原図とありますが、竣工原図と考えてよいか、ご教示願います。	お見込みのとおりです。
165	第Ⅰ編	1-26	1.11	1.11.2		予備品及び消耗品	PPバンドやフィルム等の消費材は、予備品&消耗品には含まれないと解釈して宜しいでしょうか。	PPバンドやフィルムは含みません。
166	第Ⅰ編	1-26	1.11	1.11.2	(2)	消耗品の数量	油圧作動油や薬液等は消耗品には含まれないと解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
167	第Ⅰ編	2-2	2.1	2.1.13		交付金への適合	循環型社会形成交付金を活用すると記載されていますが、高効率発電の交付金の活用はお考えでしょうか。	事業者提案に委ねます。
168	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.1 (2)	表2-1　処理対象量(参考)	同表は(参考)とありますが、計画期間において処理量の計画値又は傾向(増加又は減少)につきご教示ください。	ご要望に副いかねます。
169	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.1 (2)	表2-1　処理対象量(参考)	災害廃棄物搬入時の荷姿・最大寸法をご教示願います。	災害廃棄物の性状により異なると考えられますので、ご要望に副いかねます。
170	第Ⅰ編	2-3	2.2	2	2.2.2.2	表2-4 リサイクルセンター処理対象ごみ及び施設規模	「表2-4 リサイクルセンター処理対象ごみ及び施設規模」の表中には災害廃棄物に関する計画処理量が記載されておりません。リサイクルセンターへ搬入される災害廃棄物(畳、家具類等)も発生すると思慮いたしますが、リサイクルセンターに搬入される災害廃棄物についてはどのようにお考えでしょうか。	リサイクルセンターに搬入される災害廃棄物は、施設規模の算定において想定しておりません。
171	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.2	表2-4 リサイクルセンター処理対象ごみ及び施設規模	不燃ごみの組成は、「別紙6 不燃ごみの組成内訳」に記載の平均でよろしいでしょうか。	参考として示しております。
172	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.2	リサイクルセンター	不燃ごみ中の鉄とアルミの重量割合をご教示願います。	ご要望に副いかねます。
173	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.2	リサイクルセンター	粗大ごみ中の可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみの重量割合をご教示願います。	ご要望に副いかねます。
174	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.2	リサイクルセンター	粗大ごみの組成割合(鉄、アルミ、可燃物、不燃物)をご教示願います。	ご要望に副いかねます。
175	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.2	リサイクルセンター	缶類のスチール缶とアルミ缶の重量割合をご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です
176	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.2	リサイクルセンター	びん類中の無色びん、茶色びん、その他びんの重量割合をご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
177	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.2	リサイクルセンター	収集された不燃ごみ、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック容器に含まれる異物の重量割合をご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です
178	第Ⅰ編	2-3	2.2	2.2.2	2.2.2.2	リサイクルセンター	収集袋の寸法、容量をご教示願います。	45L以下となります。
179	第Ⅰ編	2-5	2.2	2.2.4	2.2.4.3 (9)	主要設備方式	「選別+脱塩＋(必要の場合)乾燥＋(必要の場合)造粒」とありますが、「選別+(必要の場合)脱塩＋(必要の場合)乾燥＋(必要の場合)造粒」として頂けますようお願いします。	事業者提案に委ねます。
180	第Ⅰ編	2-5	2.2	2.2.5		リサイクルセンター基本概要	各種の処理方式は別紙のリサイクルライン基本フローを参考とする。と書かれていますのであくまで参考とし、最終的には各社仕様(例:缶類とびん類、ペットボトルとプラ容器をそれぞれ同系統で処理する等)と考えてよいか、ご教示願います。	各ラインはそれぞれ設けてください。
181	第Ⅰ編	2-6	2.2	2.2.6	(1)	配置動線等	建設用地南側にある送電線の影響範囲をご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
182	第Ⅰ編	2-6 別紙1	2.2	2.2.6	(1)	配置動線等 現況平面図 (現地見学会にて質問)	別紙1では、「煙突位置は出来る限り橋側に設置」と指示されています。現場見学時、送電線が橋の北側に沿って一部が予定敷地上を通過していることが分かりました。また敷地南東部にはその送電線用の鉄塔があります。 鉄塔および送電線の位置、高さにつきご教示ください。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
183	第Ⅰ編	2-6	2.2	2.2.6	(1)	配置動線等	前記NO.182に関し、送電線及び鉄塔との干渉・トラブルを避けるために、煙突配置を南側ではなく北側配置にするなど、見直された方が良いと考えます。	要求水準書のとおりとします。
184	第Ⅰ編	2-6	2.2	2.2.7	(3)	余熱利用計画	(3)その他(発電も可)とありますが、貴市が予定されている余熱利用をご教示願います。	現時点で想定しているものはありません。
185	第Ⅰ編	2-6	2.2	2.2.8	(1)	ユーティリティー	取り合い点を図示にてご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
186	第Ⅰ編	2-6	2.2	2.2.8	(2)	ユーティリティー	上水の取り合い点を図示にてご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
187	第Ⅰ編	2-6	2.2	2.2.8	(2)	ユーティリティー	ボイラや水処理設備等の設計に必要となりますので、上水の分析値をご教示願います。	市水道部ホームページの橘系水質検査結果を参照してください。
188	第Ⅰ編	2-6	2.2	2.2.8	(4)	ユーティリティー	取り合い点を図示にてご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
189	第Ⅰ編	2-6	2.2	2.2.8	(6)	ユーティリティー	雨水の排水位置についてご指示があるようでしたら、御教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
190	第Ⅰ編	2-7	2.2	2.2.9	② ③ ④	車輌仕様	ダンプ車、平ボディ車、専用車輌の最大積載量、車体寸法(車長、車幅、車高)、荷台寸法(長さ、幅)、ダンプ時高さ等をご教示願います。	②③は事業者の提案に委ねます。④については10tウイング車を想定しています。
191	第Ⅰ編	2-7	2.2	2.2.10		電子計算機を使用する設計計算	「電子計算機を使用する設計計算は、監督員が指示する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。」とあります。電子計算機を試用する設計計算とは、具体的に何を指し、どのような資料を提出する必要があるかご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。
192	第Ⅰ編	2-9	2.3	2.3.6	2.3.6.1 (2)	溶融スラグに関する基準値	平成10年3月26日「一般廃棄物の溶融固化物の再利用に関する指針」は平成19年9月に改定されており、JIS A 5031、JIS A 5032に準拠することとなっております。従って、JISと同内容となるため、本項目はJISによるものと考えてよろしいでしょうか。(フッ素、ホウ素を追加)	JISの規定に準拠します。
193	第Ⅰ編	3-1	3.1	(9)		一般事項	盛土にて浸水深さまで地盤高をあげる計画は避けることと記載がありますが、床をスラブ構造としても不可でしょうか。また、外構工事においてもTP+4m以上の盛土は不可でしょうか。	事業者の提案に委ねます。 また、外構工事においては地盤沈下の影響がない場合は可とします。
194	第Ⅰ編	3-1	3.2	3.2.2	(5)	ストックヤード	ストックヤードは工場棟と一体としてもよろしいでしょうか。	事業者提案に委ねます。
195	第Ⅰ編	3-1	3.2	3.2.2	(7)	災害対策用の搬入物の保管スペース	災害ごみの保管スペースとして具体的にどの程度見込めばよいか、ご教示願います。	計画処理量(500t)と処理期間(2ヶ月)をもとに計画してください。
196	第Ⅰ編	3-1	3.2	3.2.2	(7)	災害対策用の搬入物の保管スペース	「災害対策用の搬入物の保管スペースを確保すること。」とありますが、屋外に確保するものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	第Ⅰ編	3-2	3.2	3.2.3	(1)	車輌動線	「資源物搬出等トレーラ等の大型車の・・・・」とありますが、2.2.9 車輌仕様 には10tダンプ車及び10t平ボディ車と示されています。資源物搬出トレーラの運搬資源物、最大積載量、車体寸法(車長、車幅、車高)、荷台寸法(長さ、幅)等をご教示願います。	10tウイング車を想定しています。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
198	第Ⅰ編	3-3	3.3	3.3.1		施工範囲	標高の記入された現況平面図のCADデータを頂けないでしょうか。	参加資格を得た入札参加者に対してデータを提供する予定です。
199	第Ⅰ編	3-3	3.3	3.3.3	3.3.3.2 (2)	構内排水	構内排水の放流指示位置を図示にてご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
200	第Ⅰ編	3-3	3.3	3.3.3	3.3.3.2 (2)	構内排水	雨水計画について、今回事業地の降雨強度、流出係数を御教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
201	第Ⅰ編	3-3	3.3	3.3.3	3.3.3.3 (1)	植栽	緑地について、25%以上確保とございますが、植栽面積及び樹木の種類等に関する規定等がございましたら御教示願います。	規定はありません。
202	第Ⅰ編	3-3	3.3	3.3.3	3.3.3.4	防災調整池	「雨水を海域に放流する前に流量調整及び土砂流出防止、水質分析等が可能な調整池を確保する。」とございますが、この調整池は今回事業地内に確保するものと考えてよろしいでしょうか。また、調整池の設置基準等がございましたら御教示願います。	お見込みのとおりです。本調整池に適用される基準はありません。
203	第Ⅰ編	3-5	3.4	3.4.2	3.4.2.1 (1) ① ハ. e	プラットホーム	バケットの点検の度、バケットをプラットホームに出すことになると、その点検の間はマシンハッチを完全に閉じることができないため、プラットホームの作業環境悪化の恐れがありますので、バケットの点検はホッパステージにて行うものとし、積出場兼バケット用マシンハッチを1箇所としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
204	第Ⅰ編	3-5	3.4	3.4.2	3.4.2.1 (1) ⑥ ニ.	ごみピット	「・・・底部の横断面隅各部は、半径1.5mの曲面とする」とありますが、ごみの取り残し、強度等を十分考慮した隅切りとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
205	第Ⅰ編	3-5	3.4	3.4.2	3.4.2.1 (1) ⑥ ホ.	ごみピット	「・・・表面に厚さ9mm以上のステンレス製鋼板を同時打込とする。」とありますが、ライフサイクルコストを考慮して、経済性に優れると判断される場合はSS材で提案させていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
206	第Ⅰ編	3-6	3.4	3.4.2	3.4.2.1 (1) ⑧ ロ.	ホッパーステージ及びごみピット上部	「ホッパステージへ連絡する主たる出入り口には、前室との間に準備室を設ける。」とありますが、前室のスペースを十分にとることにより、準備室を兼用する配置としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
207	第Ⅰ編	3-6	3.4	3.4.2	3.4.2.1 (1) ⑧ ハ.	ホッパーステージ及びごみピット上部	「ホッパ周囲には安全のため手摺を設ける」とありますが、ホッパの開口高さをホッパフロアレベル+1100とすることで、手摺を省略することは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
208	第Ⅰ編	3-6	3.4	3.4.2	3.4.2.1 (1) ⑨	ごみクレーン操作室	中央操作室と兼用しても良いか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
209	第Ⅰ編	3-6	3.4	3.4.2	3.4.2.1 (1) ⑨	ごみクレーン操作室	配置上、可能であればごみクレーン操作室を中央制御室と同室としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
210	第Ⅰ編	3-7	3.4	3.4.2	3.4.2.1 (6) ①	排ガス処理関係諸室	「床は防水構造とし排水溝を設けること。」とありますが、水洗等を必要とする場所を防水構造とし排水溝を設けることとしてご提案させていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
211	第Ⅰ編	3-7	3.4	3.4.2	3.4.2.1 (6) ①	排ガス処理関係諸室	補修時のダスト等によるほこり対策を考慮する。とありますがどのような設備を想定されているのか例として、ご提示願います。	事業者の提案に委ねます。
212	第Ⅰ編	3-9	3.4	3.4.2	3.4.2.3	洗車場	必要洗車台数及び洗車回数をご教示願います。	50台程度で1日1回程度とします。
213	第Ⅰ編	3-9	3.4	3.4.2	3.4.2.3	洗車場	貴市においての洗車内容及び一日の洗車台数をご教示願います。特に御指示なき場合、パッカー車ボディ外面のみの洗車と考えてよろしいでしょうか。	50台程度で1日1回程度とします。パッカー車は外面のみの洗車ではありません。
214	第Ⅰ編	3-9	3.4	3.4.2	3.4.2.3	洗車場	洗車場について、全て屋根付きとの記載がございますが、洗車場は半屋外式(屋根・柱及び腰壁2m程度)とし、隣接する休憩所及び男女便所のみ建屋と考えてよろしいでしょうか。また、自動洗車装置(通過型)に対応する車種は、4ton車程度と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。 自動洗車装置(通過型)に対応する車種は、お見込みのとおりです。
215	第Ⅰ編	3-10	3.4	3.4.3	3.4.3.2 (3)	下部構造	下部構造について、ごみピット、灰ピット、スラグピット以外の部分は地中梁をはさんだ二重スラブとの記載がございますが、建屋荷重・漏水対策を考慮した上で事業者にて決定させていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
216	第Ⅰ編	3-11	3.4	3.4.3	3.4.3.4 (4) (5)	積載荷重 容積計算	積載荷重で2倍の余裕を見ることから、容積計算上でかさ比重を1/2とすることは、場合によっては余裕が大きすぎて、機器の設計に支障をきたすことが考えられます。場合に応じどちらかを選択すればよいと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
217	第Ⅰ編	3-11	3.4	3.4.3	3.4.3.5 (1) ⑤	屋根	「100kWを計画」とあるが、計画のみで実施は別工事と解釈してよいか、ご教示願います。	本事業範囲とします。
218	第Ⅰ編	3-11	3.4	3.4.3	3.4.3.5 (1) ⑤	屋根	「太陽光パネル(100kW)を計画する。」とありますが、太陽光パネル規模に関しては、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	100kW以上を前提に事業者の提案に委ねます。
219	第Ⅰ編	3-11	3.4	3.4.3	3.4.3.5 (2) ②	外壁	外壁について、水槽類を除き二重壁等として漏水のおそれの少ない構造との記載がございますが、建屋荷重・漏水対策を考慮した上で事業者にて決定させていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
220	第Ⅰ編	3-17	3.5	3.5.2	(7) ロ. ニ. ホ.	自火報設備	受信機・副受信機について、受信機の設置場所は中央制御室、副受信機の設置場所は管理・啓発棟事務室でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、関係部局の指導がある場合はこの限りではありません。
221	第Ⅰ編	3-17	3.5	3.5.2	(7) チ.	自火報設備	「プラント設備コンベアの出火報知用感知器の発報の移報を入力する。」ありますが、コンベアに出火報知用感知器をつけた場合にのみその発報信号を取り込むこととしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。設置が必要なコンベアについては監督員との協議によります。
222	第Ⅰ編	3-20	3.6	3.6.1	3.6.1.1 (4) ① ロ.	排水方法	「雨水は、竪樋から適宜まとめて構内排水設備に導く。」とありますが、構内排水設備とは、P2-6に「雨水は、流量調整及び土砂流出防止を目的とした調整池を経由し、海域に放流するものとする。」と記載されている中の調整池のことと考えてよろしいでしょうか。	施設内の側溝、枡等も指します。
223	第Ⅰ編	3-21	3.6	3.6.2	④ イ.	二酸化炭素消火設備	二酸化炭素消火設備について、設置場所は中央制御室、電子計算機室、低圧電気室、油圧駆動装置室、高圧受変電室、ゲート油圧装置室を基本に協議との記載がございますが、消防法上必要と判断される室のみの対応とさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。ただし、関係部局の指導がある場合はこの限りではありません。
224	第Ⅰ編	3-22	3.6	3.6.3	3.6.3.1 (1)	熱源空調機器設備	3.6.3.1(1)熱源空調機器及び P5-45 5.7余熱利用設備について、熱源空調機器設備は電気式とすることも可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
225	第Ⅰ編	4-1	4.1	4.1.1	(1)	設計条件	「プラント全体(基礎)の耐震基準は、建築基準法等関係法令に準じ…」と記載されていますが、プラント機器は建築構造物ではないので建築基準法は適用対象外となりますが、いかがでしょうか。	発電用火力設備技術基準等、プラントに関連する技術基準を参考にしてください。また、建築基準法については、特に高い位置に設置される設備や背の高い設備等の耐震強度等について同等程度の設計を考慮してください。
226	第Ⅰ編	4-1	4.1	4.1.1	(2)	設計条件	原則として特記なき場合の機器運転操作や現場⇔中央操作切替等は、中央制御室優先(中央制御室にて実施)としてもよいか、ご教示願います。	安全性及び利便性を考慮し、事業者の提案に委ねます。
227	第Ⅰ編	4-2	4.1	4.1.4	(11)	機器設備共通事項	エキスパンションの仕様について、鋼板製のものを選定できる場合や、使用環境に問題ない場合、「スリーブ付」に限定せず、弊社からの推奨仕様を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
228	第Ⅰ編	4-2	4.1	4.1.4	(12)	機器設備共通事項	マンホール、ハンドホールの使用材料について、燃焼ガスに接触しても、腐食に問題ない環境で使用する箇所については、「SUS304」に限定せず、弊社からの推奨仕様を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
229	第Ⅰ編	4-2	4.1	4.1.6	(5)	動線	保守点検及び運転操作のために立ち入る場合でも、その頻度が非常に少なく、特に法規等での制約がない場合、「2箇所以上」に限定せず、弊社からの提案にて計画させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
230	第Ⅰ編	4-3	4.1	4.1.6	(7)	動線	保守点検及び運転操作のために寄り付く足場でもその頻度が非常に少なく、特に法規等での制約がない場合、「幅員1.0m以上、周回可能」にこだわらず、弊社からの推奨仕様を提示させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
231	第Ⅰ編	4-3	4.1	4.1.8	(4)	歩廊、階段等	「手摺は、歩廊及び階段の両側に設けることを原則とする」とありますが、壁際及び機側で機器側など、落下の危険性がなく、手摺の必要性が無い箇所は、本項目に該当しないと考えてよいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、必要と判断された場合は実施設計において設置を求めます。
232	第Ⅰ編	4-3	4.1	4.1.8	(11)	歩廊、階段等	歩廊幅員は1.5m以上とありますが、この歩廊とは主動線と考えてよろしいでしょうか。4.1.6の点検通路幅員1.0mと区別されているものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
233	第Ⅰ編	4-3	4.1	4.1.8	(11)	歩廊、階段等	3.4.2.1(11)⑥通路、階段、歩廊(ハ.)主要な通路幅員は最低1．6mとあり、4.1.8(11)では歩廊幅員は1．5m以上とありますが歩廊幅員の基本的な区別をご教示願います。	事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
234	第Ⅰ編	4-4	4.1	4.1.9	4.1.9.3 (2)	配管等の圧力	記載内容に加え、煙道、風道等いわゆるダクト類も除くものとしてよいか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
235	第Ⅰ編	4-5	4.1	4.1.10	4.1.10.1 (1)	機器及びダクト類の保温材料	機器及びダクト類の保温材には、「ロックウールブランケット、珪酸カルシウム保温材、同等以上の適合品」とありますが、4.1.10.2の配管類の防露及び保温の保温材には、「フェルトグラスウール保温筒及び保温帯」との記載がありますので、防湿、防水、耐震、熱膨張等の仕様が事業者選定で満足していれば、グラスウールブランケットも選定材料として用いても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
236	第Ⅰ編	4-6	4.1	4.1.10	4.1.10.1 (4)	機器及びダクト類の保温材料	「配管の保温ラッキング材は、原則として艶消しステンレス鋼鋼板とする。」とありますが、4.1.10.2の配管類の防露及び保温の施工法には、「腐食の恐れがない場所についてはカラー鉄板を認める。」との記載がありますので、性能的にも問題ない箇所(例:屋内使用箇所など)には、カラー亜鉛鉄板を使用するご提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	腐食の恐れがない場所についてはカラー鉄板の使用について事業者の提案に委ねます。
237	第Ⅰ編	4-7	4.1	4.1.12	(8)	機器	「発じん箇所に真空掃除機・・・」と有りますが、本事業がDBO方式であることを考慮し、省ｴﾈﾙｷﾞｰでﾒﾝﾃﾅﾝｽが容易な可搬式掃除機(産業用掃除機)を、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
238	第Ⅰ編	4-8	4.1	4.1.13	(4)	コンベヤ	コンベヤの全長に渡って点検路を設ける、とありますが、コンベヤ配置上仮設点検架台にて対応する方が適正な場合があると考えます。点検架台にてコンベヤ全長に渡って点検できることと考えてよろしいでしょうか。	点検頻度・範囲に応じ事業者の提案に委ねます。
239	第Ⅰ編	4-8	4.1	4.1.13	(4)	コンベヤ	「コンベヤの全長に渡って、点検路を設ける。」とありますが、点検及び保守が有効に行える必要範囲に点検路を設けることとしてよろしいでしょうか。	点検頻度・範囲に応じ事業者の提案に委ねます。
240	第Ⅰ編	4-8	4.1	4.1.13	(6)	コンベヤ	余裕率については、事業者が実績と経験に基づいて決定するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
241	第Ⅰ編	4-8	4.1	4.1.14	(7)	ポンプ	吸込み側での圧力損失上昇の可能性が低いポンプについては、吸込み側圧力計(連成計)の設置を省略させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
242	第Ⅰ編	4-8	4.1	4.1.14	(14)	ポンプ	「排水処理系統の汚水ポンプの吐出配管は、原則としてポンプ1台に付き1系統を有すること。」とありますが、例えばスケーリング等が考えられる、灰汚水系統等の吐出配管をポンプ1台に付き1系統とし、スケーリングや閉塞の可能性が無い系統は常用/予備ポンプの吐出配管を1系統に合流させても宜しいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
243	第Ⅰ編	5-1	5.1	5.1.1		計量システム	「計量データ等については、本市のこれまでの構成を継承したものとする。」とありますが、「これまでの構成」の仕様等を具体的にご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
244	第Ⅰ編	5-1	5.1	5.1.1		計量システム	「計量データ等については、本市のこれまでの構成を継承したものとする。」とありますが、具体的な計量データ等の構成内容についてご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
245	第Ⅰ編	5-1	5.1	5.1.2	(5) ⑭	設計基準	「計量データを市役所へ送信するシステムを計画し、計量後即時に送信する(市役所で確認できる)こと。」とありますが、現在貴市にて計画されている具体的な送信システムがございましたら御教示願います。	現時点では特にありません。
246	第Ⅰ編	5-2 5-3 6-1	5.1 5.1 6.1	5.1.4 5.1.7 6.1.6	(6)④	設計基準 プラットホーム係員詰所 プラットホーム係員詰所	5.1.4④のプラットホーム監視室と5.1.7のプラットホーム係員詰所と6.1.6のプラットホーム係員詰所を同室としてもよろしいでしょうか？	事業者の提案に委ねますが、適切な管理が可能となるように監視と休憩等の分離は計画してください。
247	第Ⅰ編	5-3	5.1	5.1.7	(2) ⑥	プラットホーム係員詰所	「トイレ設備」とありますが、プラットホーム係員詰所の近くにトイレを配置している場合は詰所にトイレは不要と考えてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
248	第Ⅰ編	5-4	5.1	5.1.10	(3)	主要項目	開閉時の臭気等の漏洩対策を十分に考慮することで、開閉時間を15秒以内としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
249	第Ⅰ編	5-5	5.1	5.1.10	(5) ⑨	設計基準	「転落防止用対策として二重扉方式とすること。」とありますが、車輌転落防止バーを設置することで、一重扉方式としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
250	第Ⅰ編	5-5	5.1	5.1.11	(3)	主要項目	主要部材質としてSUS製のご指定ですが、腐食及び底板交換などのﾒﾝﾃﾅﾝｽ性を考慮しておくことで最適材質を選定することは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
251	第Ⅰ編	5-5	5.1	5.1.11	(3)	主要項目	駆動方式が油圧駆動式と記載されていますが、電動式とすることは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
252	第Ⅰ編	5-5	5.1	5.1.11	(4) ⑥	設計基準	搬入量がその場で表示・記録されることとのことですが、具体的にどのような設備をお考えでしょうか。概略の容積を示す指示線を本体側面に入れておけばよろしいでしょうか。	リサイクルセンターへの搬入と混合する可能性がありますので、それぞれの重量を適正に把握できる機能を求めています。
253	第Ⅰ編	5-6	5.1	5.1.13	(6)	設計基準	ごみの積極的な均質化を図るためにピット汚水排水系統をごみピット内循環とし、不要装置を削除してよいか、ご教示願います。	ピット内循環は可能としますが、炉内噴霧等についての設備は要求水準書に示したとおりとします。
254	第Ⅰ編	5-6	5.1	5.1.14	(3)	主要項目	小型のポリップ式バケットはその自重が軽く、ごみのつかみに支障が出るため、フォーク式バケットを提案することは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
255	第Ⅰ編	5-11	5.2	5.2.1		破砕ごみピット	「…前述のごみピットの内数とすることも可能とする。」と記載の意味は、容量について、ごみﾋﾟｯﾄと破砕ごみﾋﾟｯﾄ容量の和が2182m3以上であれば良いという解釈で宜しいですね。	お見込みのとおりです。
256	第Ⅰ編	5-11	5.2	5.2.2	(4) ⑤	設計基準	ごみホッパのブリッジ検出をホッパーレベル検出装置とは別途考慮すること、とありますが、ホッパーレベルにてブリッジ検出することが可能ですので、ホッパーレベル計でブリッジ検出を共用することは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
257	第Ⅰ編	5-12	5.2	5.2.4	(2)	数量	「数量　2基（各炉設置）」とありますが、容量に関する記載がありません。破砕機と後段のガス化炉（流動床式の場合）は破砕ごみピットにて縁が切れますので、2炉分の処理量（容量）を確保すれば各炉設置する必要は無いと考えます。 従って、「数量　2基（各炉設置）」は、「容量　2炉処理量以上」という解釈してはいかがですか。	要求水準書に示したとおりとします。
258	第Ⅰ編	5-12	5.2	5.2.4	(4) ⑥	設計基準	粉じん対策として、集じん設備を設置するとありますが、破砕設備は堅牢な装置であり、且つ、破砕設備内(ごみピット側)は負圧となりますので、粉じん対策の必要性は低いと考えますが、集じん設備を省略させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
259	第Ⅰ編	5-12	5.2	5.2.5		熱分解ドラム	構造や加熱源は各社仕様とし、それに付随する機器の要否も各社仕様としてよいか、ご教示願います（例：加熱源が排ガスの場合は高温空気加熱器は不要　等）。	事業者の提案に委ねます。
260	第Ⅰ編	5-15	5.2	5.2.16		前処理設備	「「5.2.4前処理設備」に準拠すること。」と記載されていますが、「5.2.4前処理設備」は「5.2.4前処理破砕設備」の事ですね。	お見込みのとおりです。
261	第Ⅰ編	5-16	5.3	5.3.3	(1)	型式	「(1)型式　水密性鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造」と記載されていますが、容量を考慮すると溶接鋼板製密閉型構造で下部開閉型の方が、スラグクレーンが不要になり運用面からも効率的になると考えられます。 従って、上記型式は参考と解釈して宜しいでしょうか。	排水等の適正処理を前提として事業者の提案に委ねます。
262	第Ⅰ編	5-17	5.3	5.3.3 5.3.4		スラグピット スラグクレーン	ご提示のごみ質は灰分が比較的低く、スラグの発生量が少ないと予想されますので、作業性、スペースを考慮し、ヤードやアームロールコンテナ等による貯留を提案してもよろしいでしょうか。	排水等の適正処理を前提として事業者の提案に委ねます。
263	第Ⅰ編	5-17	5.3	5.3.4		スラグクレーン	NO.238が適用される場合、不要と考えます。	事業者の提案に委ねます。
264	第Ⅰ編	5-17	5.3	5.3.4	(2)	数量	スラグクレーンの基数が、2基交互運転とありますが、1日当りのスラグの発生量を勘案すると、1日数回の運転となりそうです。スラグピットの容量も1週間分確保されていますので、基数を1基とさせていただくことは可能でしょうか。	スラグ排出については、環境性や品質等を確保することを前提に事業者の提案に委ねます。
265	第Ⅰ編	5-17 5-53	5.3 5.8	5.3.4 5.8.31		スラグクレーン 焼却残渣クレーン	5.3.4でスラグクレーン2基、P5-53 5.8.31で焼却残渣クレーン1基とありますが、スラグ・灰クレーンをどちらでも使用できるよう配置することで、各1基とすることは可能でしょうか。	不可とします。
266	第Ⅰ編	5-18	5.3	5.3.5		スラグバンカ	NO.238が適用される場合、不要と考えます。	事業者の提案に委ねます。
267	第Ⅰ編	5-18	5.3	5.3.5		スラグバンカ	スラグは比重が大きく、10t車による搬出としても1m3のバケットを使用して30分程度の積込時間となりますので、スラグバンカを省略してもよろしいでしょうか。	スラグ排出については、環境性や品質等を確保することを前提に事業者の提案に委ねます。
268	第Ⅰ編	5-18	5.3	5.3.5	(4) ②	設計基準	バンカにロードセルを設置するとのことですが、スラグクレーンによる積出の際に、クレーンにて計量することが可能ですので、省略させていただくことは可能でしょうか。	スラグ排出については、環境性や品質等を確保することを前提に事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
269	第Ⅰ編	5-33	5.4	5.4.1	(2)	数量	「(2)数量　1基」と記載されていますが、2基(1基/1炉)ではないですか。	お見込みのとおりです。
270	第Ⅰ編	5-33	5.4	5.4.1	(5) ③	その他	「冷却室に溜まった灰は、飛灰と同様として処理すること」とありますが、この灰を溶融処理する場合には、主灰とともに処理してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
271	第Ⅰ編	5-33	5.4	5.4.5	④	廃熱ボイラ	「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に準拠すること。」とありますが、余熱利用の用途により、労働基準法に準拠するボイラとなってもよろしいでしょうか。	関係部局の指導であればこれに限りません。
272	第Ⅰ編	5-35	5.5	5.5.1		排ガス減温装置	「本装置はボイラ出口ガスをバグフィルターの常用…」と記載されていますが、廃熱ボイラを設置しない場合は、本機器は不要としてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
273	第Ⅰ編	5-35	5.5	5.5.1	(3)	主要項目	排ガス減温装置ケーシングの材質について、耐硫酸露点腐食鋼のご指定がありますが、排ガス性状と保温施工によりケーシングの酸露点腐食域を避けられる場合は、ライフサイクルコストも考慮し、一般構造用圧延鋼材等を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
274	第Ⅰ編	5-35	5.5	5.5.1	(3)	主要項目	本体の材質「耐酸露点腐食鋼」とありますが、運転時に排ガス減温装置出口のガス温度は約170℃程度と低温腐食域よりも高い温度となっており、低温腐食の恐れはありません。またホッパ部等の低温となりそうな部分にはヒータ設置等の適切な対策を施し、低温腐食防止に努めています。したがって、本体の材質についてはメーカ提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
275	第Ⅰ編	5-35	5.5	5.5.2	(1)	数量	有害ガス除去装置の数量が1炉1基とありますが、本装置は薬剤貯留槽、その切り出し装置、薬剤輸送用のブロワ及び輸送配管・吹き込みノズルで構成されます。薬剤切り出し装置、輸送用ブロワ、輸送配管、吹き込みノズルは1炉1式としますが、薬剤貯留槽は共通とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
276	第Ⅰ編	5-35	5.5	5.5.2	(2) ②	主要項目	ケーシングの材質「耐酸露点腐食鋼」とありますが、薬剤貯留槽等の排ガスと接触する部分がない箇所(機器)については、SS材を使用するご提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
277	第Ⅰ編	5-36	5.5	5.5.3	(3)	主要項目	バグフィルタ主要部の材質について、耐硫酸露点腐食鋼のご指定がありますが、排ガス性状と保温施工によりケーシングの酸露点腐食域を避けられる場合は、ライフサイクルコストも考慮し、一般構造用圧延鋼材等を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
278	第Ⅰ編	5-36	5.5	5.5.3	(3)	主要項目	バグフィルタ主要部の板厚について、6mmとのご指定がありますが、排ガス性状と保温施工でケーシングの酸露点腐食域を避けられ、且つ十分な強度が確保できる場合は、ライフサイクルコストも考慮し、弊社実績より最適な板厚を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
279	第Ⅰ編	5-36	5.5	5.5.3	(3)	主要項目	本体の材質「耐酸露点腐食鋼6mm」とありますが、運転時のガス温度は約160～170℃程度と低温腐食域よりも高い温度になっており、低温腐食の恐れはありません。また、ホッパ部のような低温となりそうな箇所にはヒータ設置等の適切な対策を施し、低温腐食防止に努めています。したがって、本体の材質及び板厚についてはメーカ提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
280	第Ⅰ編	5-36	5.5	5.5.3	(4) (5) ⑨	主要機器 設計基準	「主要機器一覧にて、バグフィルタ用空気圧縮機 1式」 また、(5)設計基準 ⑨「ダスト払い落とし用の空気圧縮機(ドライヤ付)は、予備1台設ける。」とありますが、プラント用に設置する空気圧縮機と兼用する(バグフィルタ専用の空気圧縮機を設けない)ご提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
281	第Ⅰ編	5-36	5.5	5.5.3	(5) ③	設計基準	ヒータ保温によるケーシング温度は150℃のご指定がありますが、低温腐食や反応生成物の潮解をより低い温度で回避できると考える場合、弊社推奨の仕様を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
282	第Ⅰ編	5-36	5.5	5.5.3	(5) ③	設計基準	「ケーシング温度が150℃以上となるように計画すること」とありますが、腐食防止および結露防止対策を考慮した上で150℃程度としてよいか、ご教示願います。	要求水準書に示したとおりとします。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
283	第Ⅰ編	5-36	5.5	5.5.3	(5) ⑨	設計基準	エアタンクの設置により、バグフィルタ使用圧縮空気の圧力低下が避けられ、緊急時の動作についても安全な設計が可能な場合、空気圧縮機はプラント全体用のものと共用として提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
284	第Ⅰ編	5-37	5.5	5.5.4	(1)	数量	活性炭貯槽が1基につき1式とありますが、共通とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
285	第Ⅰ編	5-37	5.5	5.5.4	(3)	主要機器	活性炭吹込装置のエジェクターについて、ブロワによる空気輸送を計画する場合、設置しないものとして提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
286	第Ⅰ編	5-38	5.5	5.5.6	5.5.6.2 (4) ②	設計基準	バグフィルタの適正な管理と触媒脱硝装置の定期整備により、圧力損失等に支障が出ない場合、スートブロワは設置しないものとして提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
287	第Ⅰ編	5-38	5.5	5.5.6	5.5.6.2 (4) ②	設計基準	「触媒に付着した飛灰等を除去するためのスートブロワを設ける。」とありますが、バグフィルタの後段への設置により、脱じん効率がよいため、触媒への飛灰の影響が少なく、また、納入実績上もスートブロワを設置しなくても問題なく運転が可能であるため、スートブロワを設置しないご提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
288	第Ⅰ編	5-38	5.5	5.5.6	5.5.6.2 (4) ④	設計基準	「本塔の前後に窒素酸化物濃度及び酸素濃度を測定する連続分析計を設け、現場及び中央制御室に表示する」とありますが、本塔出口の窒素酸化物濃度によるフィードバック制御方式とすることにより、本塔入口の窒素酸化物濃度及び酸素濃度を測定する連続分析計を設置しないご提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
289	第Ⅰ編	5-38	5.5	5.5.6	5.5.6.2 (4) ⑤	設計基準	「排ガス温度は、200℃以上を標準とする。」とありますが、必要な性能を満足していれば、200℃未満としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
290	第Ⅰ編	5-38	5.5	5.5.6	5.5.6.3 (1)	設計基準	設計基準の中にアンモニア水に関する貯蔵の記載項目はありますが、貯蔵方式等において液化アンモニア(ボンベ方式)を採用するご提案は可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
291	第Ⅰ編	5-38	5.5	5.5.6	5.5.6.3 (1) ⑥	設計基準	排水処理に悪影響が出るようなアンモニア排水の発生頻度が少ない場合、排水の中和は、排水処理設備等のうすい塩酸を使用し、手動にて対応するものとして提案させていただくことは可能でしょうか。	手動での調整は不可とします。
292	第Ⅰ編	5-38	5.5	5.5.6	5.5.6.3 (1) ⑨	設計基準	ステンレス配管の使用と可能な箇所の溶接継ぎ手により、室内配管経路での人為的でないアンモニア及びアンモニアガスの漏洩が避けられる場合、漏洩検知機の設置はアンモニア貯蔵室に限定して提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
293	第Ⅰ編	5-40	5.6	5.6.1	(3)	主要項目	回転数1800rpm以下のご指示ですが、送風機風圧が大きくなると4Pでの選定が不可能となり、2P仕様（3600rpm）となります。構造的に2P選定が必要となりますので、ご理解願います。	要求水準書に示したとおりとします。
294	第Ⅰ編	5-40	5.6	5.6.1	(5) ①	設計基準	「本送風機は専用室に収納し、騒音に対して十分配慮すること。」とありますが、低騒音機器の採用や、機器の防音措置により機側での騒音値が十分に低いと判断できる場合には専用室に設置しなくてもよろしいでしょうか。	80db等を基準にし、事業者の提案に委ねます。ただし、見学者に関連する箇所等については、要求水準書に示す基準を準拠してください。
295	第Ⅰ編	5-40	5.6	5.6.3		空気予熱器	「本装置は低質ごみ質の燃焼用空気…」と記載されていますが、低質ごみに限定する必要はないと考えますがいかがですか。	要求水準書に示したとおりとします。
296	第Ⅰ編	5-41	5.6	5.6.5	(3)	主要項目	「(3)主要目　材質70mm以上」 の意味につきご教示ください。	削除します。
297	第Ⅰ編	5-41	5.6	5.6.5	(3)	主要項目	煙道の板厚は6mm以上とのご指定がありますが、排ガス性状と保温施工でケーシングの酸露点腐食域を避けられ、且つ十分な強度が確保できる場合は、ライフサイクルコストを考慮し、弊社実績より最適な板厚を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
298	第Ⅰ編	5-41	5.6	5.6.5	(3)	主要項目	煙道の板厚については、排ガスの性状と保温施工でケーシングの酸露点腐食域を避けることができ、かつ十分な強度が確保できる場合は、6mmにこだわらず、当社実績より最適な板厚選定（4.5mm）を行ってよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
299	第Ⅰ編	5-41	5.6	5.6.5	(3)	主要項目	煙道の材質は耐硫酸露点腐食鋼のご指定がありますが、排ガス性状と保温施工でケーシングの酸露点腐食域を避けられる場合は、ライフサイクルコストも考慮し、一般構造用圧延鋼材等を提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
300	第Ⅰ編	5-41	5.6	5.6.5	(3)	主要項目	耐硫酸腐食鋼を使用しなければならない範囲(例:集じん機以降全て)をご教示願います。	事業者の提案に委ねます。ただし、耐硫酸腐食鋼を使用しなければならない範囲と監督員が判断する場合においては、その仕様を指示する場合があります。
301	第Ⅰ編	5-42	5.6	5.6.6	(5) ③	設計基準	誘引通風機の軸受け振動について、連続運転120日で振幅40μのご指定ですが、運転条件のご提示はありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
302	第Ⅰ編	5-42	5.6	5.6.6	(5) ⑤	設計基準	耐熱設計温度は350℃とありますが、流体温度・使用条件を加味して最適な設定としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
303	第Ⅰ編	5-42	5.6	5.6.6	(5) ⑥	設計基準	「風量制御はダンパを用い、ダンパの開度に応じて回転数を調整する方式とする。」とありますが、省エネルギーを考慮し、インバータにより回転数を調整することによる風量制御を行う方式としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
304	第Ⅰ編	5-43	5.6	5.6.8	(3)	主要項目	材質について、煙突に導入される排ガスは排ガス処理後のガスであり、温度を酸露点より高くできる場合は、事業者実績に基づき最適な材料、塗装を提案させていただいてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
305	第Ⅰ編	5-48	5.8	5.8.11 5.8.12		金属圧縮装置 成型搬出用ホイスト	隣接するリサイクルセンターに設置する左記設備にて兼用しても宜しいでしょうか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
306	第Ⅰ編	5-49	5.8	5.8.13		ガス化炉下切出し・分級装置	弊社方式の構造上の理由により、本項目の分級機能に関しては、「5.8.17振動ふるい」を本項機器の後段に配置し分級させたいと考えています。 従って、本項目は「ガス化炉下切出し装置」と解釈して宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
307	第Ⅰ編	5-49	5.8	5.8.15		粉砕機	弊社方式の場合、粉砕機は必要ないと考えますので、本項目は「必要に応じて設置」と解釈して宜しいでしょうか。	溶融が可能であれば事業者の提案に委ねます。
308	第Ⅰ編	5-49	5.8	5.8.18		アルミ選別機	「「5.8.5 磁選機」に準拠すること。」と記載されていますが、「5.8.5 アルミ選別機」の誤記と考えます。	アルミ選別機と判断してください。
309	第Ⅰ編	5-56	5.9	5.9.6	(5) ③	設計基準	灰出しクレーンによる積込みとありますが、灰出しクレーンは必要に応じて設置するものと考えて良いか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
310	第Ⅰ編	5-56	5.9	5.9.7		油圧装置	固化物バンカの容量によって、開閉に支障がなければ、維持管理が容易な電動シリンダ方式で代用しても良いか、ご教示願います。	要求水準書に示したとおりとします。
311	第Ⅰ編	5-57	5.9	5.9.8		灰溶融炉設備	「…、焼却飛灰と共に灰溶融装置にて溶融し」と記載されていますが、焼却飛灰は全量溶融するという解釈で宜しいですか。仮に全量溶融しないこととなると、貴市の本事業の目指すところである「環境負荷の低減」や「資源の有効利用」に合致しないことに加え、貴市からの最終処分場処理費の設定具合により逆鞘が生じ、本事業の趣旨に逆行すること、つまり安易な最終処分場での処理選択、が懸念されます。また応札者間での応募機種による応札価格設定上の公平性・競争性が阻害されることにも懸念されます。	お見込みのとおりです。
312	第Ⅰ編	5-57	5.9	5.9.8		灰溶融炉設備	有効利用、環境負荷、コスト等を総合的に評価してメリットがある場合は、主灰単独溶融とすることは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
313	第Ⅰ編	5-57	5.9	5.9.8		灰溶融炉設備	灰溶融炉設備は、弊社の実績により、安定した処理を可能とするフローで計画します。そのために本要求水準書と機器構成および数量が異なるフローとしてもよろしいでしょうか。	貴社の独自ノウハウによる技術を妨げるものではありませんが、効率化等を図ることによる機器の削減等は不可とします。従って、要求水準書に示したとおりとします。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
314	第Ⅰ編	5-58、5-59	5.9	5.9.8 5.9.9	 5.9.9.5	灰溶融炉設備 破砕機	5.9.8では、「ストーカ炉で発生した焼却灰は粗大物及び鉄分を分解除去後、焼却飛灰と共に灰溶融装置にて溶融し」と記載されており、また5.9.9.5では、破砕機の設置が記載されています。 この場合破砕機は、ストーカ炉で発生した焼却灰を全量破砕し、ごみ量に対するスラグ化率（スラグ化回収率）を最大にする収支で計画することと解釈してよろしいでしょうか。最終処分場の負荷低減や資源の有効利用の観点から出来うる限りの溶融処理をおこうものとの解釈からです。	お見込みのとおりです。
315	第Ⅰ編	5-60	5.9	5.9.10	5.9.10.1 (1)	主要項目	材質に「焼却灰と接する部分はステンレス鋼とする」とありますが、焼却灰と接触する部位は耐磨耗を考慮する部位が多いことから、ライフサイクルコストを考慮して材質を選定してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
316	第Ⅰ編	5-62	5.9	5.9.10	5.9.10.7 (3)	主要項目	主要部材質について、耐腐食、耐磨耗を考慮すれば弊社実績のあるステンレス鋼以外の材料を選定してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
317	第Ⅰ編	5-63	5.9	5.9.10	5.9.10.8 (3)	主要機器	主要機器は、JIS規格を満足させるスラグ処理機器を当社で選定し、提案することでよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
318	第Ⅰ編	5-68	5.10	5.10.8		炭化物選別装置	所定の純度とは、引取先との協議によるものと考えてよいか、ご教示願います。	お見込みのとおりです。
319	第Ⅰ編	5-68	5.10	5.10.9		炭化物脱塩装置	本装置を（必要に応じて設置）として頂けますようお願いします。	事業者の提案に委ねます。
320	第Ⅰ編	5-69	5.10	5.10.9	(3) ①	設計基準	「洗浄水は処理後再利用するため、プラント排水受け槽へ導く。」とありますが、水質に問題がない場合において、噴霧水水槽へ直接導くことも考慮してよいか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
321	第Ⅰ編	5-69	5.10	5.10.12		炭化物貯留サイロ	5.16項に規定される「炭化物ストックヤード」に直接排出できる配置および機器構成であれば、炭化物貯留サイロは省略しても良いか、ご教示願います。	市場性に問題のないことを前提に事業者の提案に委ねます。
322	第Ⅰ編	5-69	5.10	5.10.13	(3) ③	設計基準	燃焼室下部のダスト量が微量の場合、ダスト排出装置を設置せず、底部から排出できる構造としてよいか、ご教示願います。	不可とします。
323	第Ⅰ編	5-71	5.10	5.10.20		不燃物選別装置	「（A）キルン式の場合」とありますが、「（A）キルン式ガス化溶融炉の場合」と考えればよろしいでしょうか。	キルン式炭化炉の場合です。流動床式ガス化溶融炉については、流動床式炭化炉としてください。
324	第Ⅰ編	5-71	5.10	5.10.20	5.10.20.1 (4) ③	設計基準	選別した異物は溶融不要と考えて良いか、ご教示願います。	炭化炉の場合は溶融の必要はありません。
325	第Ⅰ編	5-75	5.11	5.11.1		非常用発電機	低炭素化を図る上でガスタービンより燃料消費率が小さいディーゼルエンジンを採用してもよろしいでしょうか。 また、停電時でも安全に炉を停止することが可能と判断できる場合、非常用発電機を省略することは可能でしょうか。	CO2等を考慮したうえで事業者の提案に委ねます。 非常用発電機については要求水準書に示したとおりとします。
326	第Ⅰ編	5-75	5.11	5.11.1	5.11.1.1	型式	「(1)型式　ガスタービン機関」と記載されていますが、所定の性能を満足すれば、より省エネ（熱効率が約2倍）であるディーゼル機関のほうがCO2排出の面からも環境に優しい原動機と言えます。 従って、形式は参考と解釈して宜しいでしょうか。	CO2等を考慮したうえで事業者の提案に委ねます。
327	第Ⅰ編	5-75	5.11	5.11.1	5.11.1.1	型式	容量によって、ディーゼル機関とした方が発電効率が良い場合、またはガスタービン機関で汎用性がない場合は、これをディーゼル機関に代用しても良いか、ご教示願います。	CO2等を考慮したうえで事業者の提案に委ねます。
328	第Ⅰ編	5-77	5.12	5.12.3	(2)	数量	冷却塔の数量を2基とし、1基は予備機にするとことですが、通水していない側での残留水の汚染が懸念されます。冷却水槽も4時間分の容量が確保されていますので、数量を1基とさせていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
329	第Ⅰ編	5-78	5.13	5.13.2	5.13.2.1 (1)	設計条件	水質上問題なければ、炭化物洗浄排水の常用排出先は噴霧水水槽としてよいでしょうか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
330	第Ⅰ編	5-78	5.13	5.13.2	5.13.2.1 (2)	設計条件	「(2)…処理水は「ダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」に適合した性状とする。」とは、排水中ダイオキシン類濃度が10pg-TEQ/L以下という意味でしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、再利用先を考慮して影響がない場合は協議によります。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
331	第Ⅰ編	5-78	5.13	5.13.2	5.13.2.1 (7)	設計条件	「(7)…薬品を注入する箇所には、その目的毎に流量積算計を設ける。」とありますが、使用量が少量で計測が困難な場合は、貯槽または希釈槽レベルにて薬品の積算を行ってもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、詳細については性能保証との関係を含め監督員との協議となります。
332	第Ⅰ編	5-78	5.13	5.13.2	5.13.2.1 (7)	設計条件	薬品注入する箇所毎の流量積算計設置のご指定がありますが、排水処理への薬品注入量は少量であり、定量注入には往復動定量ポンプを使用し、瞬時的な脈動が生じます。よって積算流量計での薬品量管理は誤差を生じ、好ましくありません。往復動ポンプストロークや薬品タンクレベル、受入量で薬品管理を実施することを前提として、積算流量計は設置しない提案をさせていただくことは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねますが、詳細については性能保証との関係を含め監督員との協議となります。
333	第Ⅰ編	5-78	5.13	5.13.2	5.13.2.1 (14)	設計条件	水槽の2分割について、当該水槽の清掃時、他の水槽へ排水を貯留し、プラントの運転に支障がない場合、分割のない水槽計画にて提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
334	第Ⅰ編	5-79	5.13	5.13.2	5.13.2.1 (17)	設計条件	pH計洗浄液、校正液の補給頻度が頻繁でない場合、オーバーヘッドタンクによる一括供給装置は設置しないものとして提案させていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
335	第Ⅰ編	5-79	5.13	5.13.2	5.13.2.1 (22)	設計条件	「(22)ヘッドタンクは…イ。各設備への供給配管には、流量積算計を設ける。」とありますが、上記と同様に使用量が少量で計測が困難な場合は、貯槽または希釈槽レベルにて積算を行ってもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
336	第Ⅰ編	5-79 5-80	5.13	5.13.3	5.13.3.1 5.13.3.2 5.13.3.3	排水受槽ポンプ ごみピット排水貯留槽 汚水移送ポンプ	ごみピット排水受槽とごみピット排水貯留槽を各1槽設ける仕様となっていますが、問題なく処理できている実績を提示することにより、ごみピット排水受槽で充分貯留できる容量を確保し、ごみピット排水貯留槽を省略してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
337	第Ⅰ編	5-80	5.13	5.13.3	5.13.3.4	スラッジポンプ	弊社ではスラッジポンプなしで、スラッジを含めた汚水を排水できるようなシステムを多数採用しております。この方式で、問題なく処理できている実績を提示することにより、スラッジポンプを省略したシステムを提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
338	第Ⅰ編	5-81	5.13	5.13.3	5.13.3.5 (2) 5.13.3.6 (2)	ごみ汚水ろ過器 ろ液貯留槽	問題なく処理できている実績を提示することにより、ごみ汚水ろ過器及びろ液貯留槽を1系統とした提案を行うことは可能でしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
339	第Ⅰ編	5-95	5.15	5.15.3		排ガス状況監視盤	「ダイオキシン類に関連する指標」について具体的にご教示願います。	COや燃焼温度との関連など、住民にもわかりやすいものを考えております。詳細は監督員との協議とします。
340	第Ⅰ編	5-95	5.15	5.15.3		排ガス状況監視盤	ダイオキシン類に関連する指標については、関連性等を明確にした上でわかりやすい表示を工夫する。とありますが、具体的に何をどのように表示するかお考えがございましたら御教示ねがいます。	COや燃焼温度との関連など、住民にもわかりやすいものを考えております。詳細は監督員との協議とします。
341	第Ⅰ編	5-95	5.15	5.15.3	(3) ③	主要項目	「2箇所」とは市役所とその他に1箇所と考えてよろしいでしょうか。	2箇所とも施設周辺の公民館等を想定しています。
342	第Ⅰ編	5-95	5.15	5.15.3	(3) ③	主要項目	テレメータの導入は貴市にておこなうものと考えてよろしいでしょうか。また、その運営に係る費用についても貴市にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	事業範囲とします。
343	第Ⅰ編	5-97	5.16			スラグ又は炭化物ストックヤード設備	「本設備は、熱回収施設で溶融選別された資源物を、一次貯留するものとして…」と記載されていますが、一時貯留の誤記ではないですか。	資源化する前の貯留を意味しています。
344	第Ⅰ編	5-97	5.16	(3) ⑧		設計基準	「本設備は、熱回収施設で溶融選別された資源物を、一次貯留するものとして…」と記載されていますが、一時貯留の誤記ではないですか。	資源化する前の貯留を意味しています。
345	第Ⅰ編	5-99	5.17	5.17.5		環境集じん装置	環境集じん装置はろ過式のみとしてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
346	第Ⅰ編	5-99	5.17	5.17.5	5.17.5.1	環境集じんろ過式集じん器	遠心力集じん機は、必要に応じて設置すると考えて良いか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
347	第Ⅰ編	6-1	6.1	6.1.2 6.1.3		搬入退出路 プラットホーム	構内道路からプラットホームへの進入路及び、プラットホームから構内道路への退出路は熱回収施設又はごみ燃料化施設(炭化施設)と同じ位置にて計画した場合、搬入・搬出およびプラットホーム内での転回やダンプ作業がスムーズに行えるように考慮することで、プラットホーム及びごみ収集･運搬車の出入口も熱回収施設又はごみ燃料化施設(炭化施設)と共用としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
348	第Ⅰ編	6-1	6.1	6.1.7		薬剤噴霧装置	プラットホームを共用とすることが可能な場合、薬剤噴霧装置を熱回収施設又はごみ燃料化施設(炭化施設)と共用してよろしいでしょうか。	プラットホームの共用は不可です。
349	第Ⅰ編	6-2	6.2	6.2.1	(4) ②	設計基準	回収ダストは少量につき、袋回収して可燃残渣搬送コンベヤ等へ人力運搬することとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
350	第Ⅰ編	6-2	6.2	6.2.3	(3)	主要項目	材質、板厚は事業者の実績と経験に基づき決定するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
351	第Ⅰ編	6-2	6.3			給排水設備	給水設備は、熱回収施設又はごみ燃料化施設の給水設備と共用としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
352	第Ⅰ編	6-4	6.6	6.6.1 6.6.2 6.6.3 6.6.4		缶受入貯留場 びん受入貯留場 ペットボトル受入貯留場 プラスチック製容器受入貯留場	各受入貯留場の計画容量をご教示下さい。	計画処理量から計画してください。
353	第Ⅰ編	6-4	6.6	6.6.5	(3)	主要項目	板厚は事業者の実績と経験に基づき決定することとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
354	第Ⅰ編	6-5	6.6	6.6.7	(2) ⑥	設計基準	缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器の破袋除袋装置の設計基準に、「除去した袋は可燃残渣として搬送する。」とありますが、別紙3 リサイクルライン処理フロー では貯留バンカに搬送するように示されています。どちらが正でしょうか。	貯留バンカを正としてください。
355	第Ⅰ編	6-8	6.7	6.7.2	(3)	純度	缶ライン磁力選別装置の「鉄純度98%以上、回収率97%以上」と記載されていますが、表1-3 性能試験の項目と方法に記載の純度95%以上、回収率95%以上」と異なっています。表1-3記載の値を正と解釈して宜しいでしょうか(不燃・粗大系は表1-3及び機器仕様項の数値は同じ)。	性能保証値は表1-3を正とします。
356	第Ⅰ編	6-8	6.7	6.7.2	(3)	純度	純度、回収率は、「表1-3 性能試験の項目と方法【性能保証】(リサイクルセンター)」に記載の数値と異なっています。表1-3 に示される純度、回収率としてよろしいでしょうか。	性能保証値は表1-3を正とします。
357	第Ⅰ編	6-9	6.7	6.7.3	(3)	純度	缶ラインアルミ選別装置の「アルミ純度98%以上、回収率97%以上」と記載されていますが、表1-3 性能試験の項目と方法に記載の純度95%以上、回収率95%以上」と異なっています。表1-3記載の値を正と解釈して宜しいでしょうか(不燃・粗大系は表1-3及び機器仕様項の数値は同じ)。	性能保証値は表1-3を正とします。
358	第Ⅰ編	6-9	6.7	6.7.3	(3)	純度	純度、回収率は、「表1-3 性能試験の項目と方法【性能保証】(リサイクルセンター)」に記載の数値と異なっています。表1-3 に示される純度、回収率としてよろしいでしょうか。	性能保証値は表1-3を正とします。
359	第Ⅰ編	6-9	6.7	6.7.4		びん手選別コンベヤ	「‥‥、その他びん(残渣も含む)を選別回収資源化し、」とありますが、別紙3 リサイクルライン基本フローには、その他びんは「最終処分場へ」と示されています。どちらが正でしょうか。	その他びんも資源化します。ただし、残渣は最終処分します。別紙3を修正します。
360	第Ⅰ編	6-10	6.7	6.7.7		プラスチック風力選別装置	プラスチック製容器に含まれる軽量プラスチックの重量割合をご教示願います。	ご要望に副いかねます。プラスチック製容器包装の選別は別紙9の基準によります。選別方法は風力選別に限らず事業者の提案に委ねます。別紙3を修正します。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
361	第Ⅰ編	6-11 ～ 6-14	6.8	6.8.1 6.8.2 6.8.3 6.8.4 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.8 6.8.9		缶搬送装置 選別鉄缶搬送装置 選別アルミ缶搬送装置 びん搬送装置 選別カレット搬送装置 ペットボトル搬送装置 選別ペットボトル搬送装置 プラスチック容器搬送装置 選別プラスチック製容器搬送装置	左記機器は必要に応じて設置すると考えて良いか、ご教示願います。	要求水準書に示したとおりとします。
362	第Ⅰ編	6-11 ～ 6-14	6.8	6.8.1 ～ 6.8.9	(3)⑤	設計基準	各搬送装置の設計基準に「原則として、コンベヤの両側に点検歩廊を設けることとし、・・・」とありますが、点検及び保守が有効に行える必要範囲に点検歩廊を設けることとしてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、必要と判断された場合は実施設計において設置を求めます。
363	第Ⅰ編	6-14 6-15	6.8	6.8.11 6.8.12		鉄圧縮梱包装置 アルミ圧縮梱包装置	左記機器を鉄用、アルミ用と区分けせず、仕様的に可能であれば、兼用で使用するものとして良いか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
364	第Ⅰ編	6-15	6.8	6.8.13	(1)	型式	ペットボトルの梱包形式は「(財)日本容器包装リサイクル協会」の品質ガイドラインのPPまたはPETバンドでよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
365	第Ⅰ編	6-15	6.8	6.8.13	(1)	型式	形式がフイルム梱包PPバンド結束式とありますが、引き取り品質ガイドラインにはフイルム梱包は要求がありませんので形式はPPバンド結束式としても宜しいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
366	第Ⅰ編	6-15	6.8	6.8.15		資源ごみ処理設備残渣搬送装置	左記機器は必要に応じて設置すると考えて良いか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
367	第Ⅰ編	6-16	6.9	6.9.2	(3)	設計基準	ストックヤード貯留物の積込作業は屋外で行うこととしてよろしいでしょうか。	屋内とします。
368	第Ⅰ編	6-16	6.9	6.9.2	(3) ⑧	設計基準	資源物ストックヤードでは圧縮成型された資源物の貯留と搬出車への積み込みを行い、ごみ搬入車の出入りは無いため、ダンプ姿勢での走行は無いものとして計画してよろしいでしょうか。	ダンプ姿勢での走行は想定しておりません。
369	第Ⅰ編	6-17	6.9	6.9.3		残渣貯留搬送装置	左記機器は必要に応じて設置すると考えて良いか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
370	第Ⅰ編	6-18	6.10	6.10.1		粗大ごみ貯留場	ダンピングボックスを計画と書かれていますが、本機器は必要に応じて設置すると考えて良いか、ご教示願います。	要求水準書に示したとおりとします。
371	第Ⅰ編	6-18	6.10	6.10.1		粗大ごみ貯留場	「自己搬入用にダンピングボックスを計画すること。」とありますが、安全な荷降し点検スペースを確保できれば、ダンピングボックスを設けない計画としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
372	第Ⅰ編	6-18	6.10	6.10.3		切断機	不燃ごみ及び粗大ごみを切断せずに一次破砕機または、二次破砕機で供給処理できれば、本切断機は設けなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
373	第Ⅰ編	6-18	6.10	6.10.4	(3)	主要項目	板厚は事業者の実績と経験に基づき決定するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
374	第Ⅰ編	6-19	6.10	6.10.6	(3)	主要項目	板厚は事業者の実績と経験に基づき決定するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
375	第Ⅰ編	6-19	6.10	6.10.8		不燃ごみ破袋除袋装置	左記機器は必要に応じて設置すると考えて良いか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
376	第Ⅰ編	6-19	6.10	6.10.8		不燃ごみ破袋除袋装置	「・・・・袋は可燃残渣として搬送する。」とありますので、破袋後の収集袋を除去しないで破砕処理系統に供給することとしてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
377	第Ⅰ編	6-20	6.11	6.11.1	(3)	主要項目	電動機容量の余裕率は事業者の実績と経験に基づき決定するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
378	第Ⅰ編	6-20	6.11	6.11.1	(4) ③ ⑫	設計基準	③破砕機の操作は現場とする。一連の動作は自動的に行う。⑫・・・。ごみ質の変動に対しても、容易に処理できる構造とし、操作室よりの遠隔操作とする。と記載されていますが、破砕機を含む一連の機器は操作室から遠隔操作するという解釈で宜しいでしょうか。	現場、遠隔の両方を可能とする計画です。主とする操作は安全性や利便性を考慮し、事業者の提案に委ねます。
379	第Ⅰ編	6-20	6.11	6.11.1	(4) ⑨	設計基準	「破砕機の振動及び軸受温度・・・」は、一般的に高速回転の二次破砕機の仕様であり、低速回転の一次破砕機には当てはまらないため、振動計や温度計を非設置としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
380	第Ⅰ編	6-20	6.11	6.11.2	(3)	主要項目	電動機容量の余裕率は事業者の実績と経験に基づき決定するものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
381	第Ⅰ編	6-21	6.11	6.11.2	(4) ⑩	設計基準	「⑩ 破砕機用油圧ユニットは、・・・」は、該当する場合のみ適用されるものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
382	第Ⅰ編	6-22	6.12	6.12.1		二次破砕前貯留設備	粗大ごみの全量を一次破砕する場合、一次破砕ごみ搬送コンベヤに不燃ごみを合流させて二次破砕機に円滑に投入することが可能であれば、本貯留設備を設けないこととしてよろしいでしょうか。	全てを一次破砕する場合は、安全性等を踏まえ事業者の提案に委ねます。
383	第Ⅰ編	6-25	6.14	6.14.1		不適物ストックヤード	不燃・粗大ごみ貯留場で除外された不適物の搬出先をご教示願います。	最終処分場、引き取り業者等が該当します。
384	第Ⅰ編	6-25	6.14	6.14.1		不適物ストックヤード	1日当たりの不適物の量をご教示願います。	ご要望に副いかねます。
385	第Ⅰ編	6-25 6-26	6.14	6.14.2 6.14.6		再生品ストックヤード 不燃残渣ストックヤード	再生品ストックヤード、不燃残渣ストックヤードの容量をご教示下さい。	再生品ストックヤードは50㎡程度、不燃残渣ストックヤードは事業者の提案に委ねます。
386	第Ⅰ編	6-25	6.14	6.14.3	(2)	数量	「数量 1面 」となっていますが、鉄ストックヤード1面、アルミストックヤード1面の合計2面でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
387	第Ⅰ編	6-26	6.14	6.14.5		不燃・粗大系可燃残渣貯留搬送装置	左記機器は必要に応じて設置すると考えて良いか、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
388	第Ⅰ編	6-26	6.14	6.14.5		不燃・粗大系可燃残渣貯留搬送装置	可燃残渣は、一時貯留し、熱回収装置までコンベヤにて搬送すること。とのご指示ですが、コンベヤ搬送の場合は、機器配置上の制約があり、また本事業がDBO方式であることを鑑み、一時貯留後の搬送方法については、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
389	第Ⅰ編	6-26	6.14	6.14.8		袋類貯留バンカ	袋類は、バンカを設けないで可燃残渣を熱回収施設又はごみ燃料化施設まで搬出する可燃残渣搬送装置で搬送してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
390	第Ⅰ編	7-27	7.1	(2) (3) (4)		修理・再生の場 展示・提供の場 情報提供・学習の場	家具工房、展示・提供の場、情報提供・学習の場の必要面積をご教示願います。	広さ・内容ともに事業者の提案に委ねます。各部屋は100㎡程度を想定していますが、本施設が環境啓発の拠点を目指していることを十分に配慮して提案してください。
391	第Ⅰ編	7-27	7.1	(7)		市職員用事務室	必要設備、事務機器、什器類に関し、①必要仕様②必要基数等を具体的にご教示願います。	必要な仕様については、監督員と協議します。基数については、5人程度を想定しています。
392	第Ⅰ編	7-27	7.2	①		外構計画	フリーマーケット及び各種イベント開催用の多目的広場の必要スペースについて御教示願います。	事業者の提案に委ねます。可能な限り広いスペースを希望します。
393	第Ⅰ編	7-27	7.2	②		外構計画	駐車場について、一般車用(貴市職員分含む)を30台以上には、身障者用駐車場も含むものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
394	第Ⅰ編	7-28	7.3	7	3	バイオディーゼル燃料製造装置	諸室を計画する上で、貴市にて検討されているバイオディーゼル燃料製造装置についてご教示下さい。	現段階で仕様の詳細は未定です。ただし、運営に係る安全性及び効率化を考慮した建築工事並びにプラント設置(市の工事範囲)に必要な工事等については、監督員と協議の上実施することとします。
395	第Ⅰ編	7-28	7.3			バイオディーゼル燃料製造室	バイオディーゼル燃料製造室については、必要とされる大きさの部屋を用意するのみと考えています。部屋の大きさ、配置等の仕様決定に必要となりますので、貴市にて計画されているバイオディーゼル燃料製造プラントの計画内容・仕様について、ご教示願います。	現段階で仕様の詳細は未定です。ただし、運営に係る安全性及び効率化を考慮した建築工事並びにプラント設置(市の工事範囲)に必要な工事等については、監督員と協議の上実施することとします。
396	第Ⅰ編	7-28	7.3		①	バイオディーゼル燃料製造室	バイオディーゼル燃料製造室について、必要面積が90㎡とございますが、同室の階高を御教示願います。	5m以上として計画してください。
397	第Ⅰ編	7-28	7.3		③	バイオディーゼル燃料製造室	処理内容を記録する部屋及び品質を分析する部屋の必要面積をご教示願います。 また、机・椅子、書棚の必要数をご教示下さい。その他用意する必要があるものがあれば品名・数量をご教示下さい。	20㎡程度として計画してください。 机・椅子、書棚等の備品は2名程度分を設置してください。
398	第Ⅰ編	7-28	7.3		④	バイオディーゼル燃料製造室	扉及びホイストの仕様と数量をご教示願います。	職員用と車両用の出入口を設置してください。現段階でホイストの仕様は未定です。ホイストにつきましてはメンテナンス性を考慮し、監督員と協議の上、決定します。
399	第Ⅰ編	7-28	7.3		⑤	バイオディーゼル燃料製造室	換気量をご教示願います。	10回/h以上として計画してください。
400	第Ⅰ編	7-28	7.3		⑥	バイオディーゼル燃料製造室	「廃液等」の種類、組成、発生量等をご教示願います。	未定です。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
401	第Ⅰ編	7-28	7.4	7.4.1	(2)	型式	ディスプレイは5.15.1.7(1)にありますプロジェクタで兼用してもよろしいでしょうか。または、消費電力、メンテナンス費用を考慮して50インチ程度のものを2台としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示したとおりとします。
402	第Ⅰ編	7-28	7.4	7.4.3		施設説明装置（3D）	3Dとは、施設立体模型程度と考えて良いか、ご教示願います。	画面での表示を想定しておりますが、詳細は監督員と協議となります。
403	第Ⅰ編	全般					「原則として」や「基本として」と記載のある箇所については、要求水準書の趣旨に沿って、代案の提示が可能であると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、監督員から要求水準を満たしていないと判断された場合は、別途仕様を求める場合があります。
404	第Ⅰ編	全般					機械設備等の構成について、詳細に定められてありますが、貴市の要求する性能を満足し安定運転に支障がない範囲において、事業者からより効率的な構成がご提案できる場合もあります。その場合、機械設備の構成については事業者提案をベースとさせていただけると理解してよろしいでしょうか。	1.3.1.4要求水準書の記載事項に示す内容をもとに判断します。事業者提案が同等以上の機能を有する場合にあっては、採用も考えますが、提案された内容であっても実施設計時に監督員から要求水準を満たしていないと判断された場合は、別途仕様を求める場合があります。
405	第Ⅱ編	1	1.1	1.1.1		一般概要	既存の阿南市リサイクルセンター（平成13年3月竣工）について、本事業運転後の運用はいかがされるのかご教示下さい。	本施設の運営開始後に廃止する予定です。
406	第Ⅱ編	4	1.3	1.3.4		一般廃棄物処理実施計画の遵守	本業務期間中に、貴市にて「一般廃棄物処理実施計画」を定められ、事業者は遵守することとありますが、本計画は本事業に沿ったものが基本となることと思料します。ついては、本計画については貴市と事業者の協議事項の成果品としていただきたく考えます。	「一般廃棄物処理実施計画」は市が作成しますが、その記載内容と本事業の契約内容が一致しないことが危惧される場合は、予め事業者に確認します。
407	第Ⅱ編	4	1.3	1.3.4		一般廃棄物処理実施計画の遵守	『本市が毎年度定める「一般廃棄物処理計画」を遵守すること。』とありますが、具体的な内容の詳細をご教示下さい。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
408	第Ⅱ編	5	1.3	1.3.6		官公署等申請への協力	「事業者は、本市が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、本市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。」とありますが、現時点において想定できる必要な書類・資料等を開示して頂けないでしょうか。	提案内容により異なると考えますので、現時点では、ご要望に副いかねます。
409	第Ⅱ編	5	1.3	1.3.9		本市の検査	「本市が事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立入り検査を行う時は、事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。」とあり、貴市に全面的に協力していく所存でございますが、監査または検査を実施する際は、事業者が実施している業務に支障がない範囲で実施くださいますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
410	第Ⅱ編	6	1.3	1.3.12		災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が…事業者はその処理処分に協力すること。」とありますが、処理処分に協力することで発生する費用の負担については、運営・維持管理業務委託仮契約書（案） 第28条（不可抗力によって発生した費用の負担）によるものと理解してよろしいでしょうか。	変動費での支払いとなります。
411	第Ⅱ編	6	1.3	1.3.13		作成書類・提出書類	「事業者は、本業務の実施に際し、各業務の実施に必要な…事業実施計画書を事業開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けること。」とありますが、基本仮契約書（案）第2条2に規定されておりますように、事業者の「民間企業」としての裁量及びノウハウにご配慮頂いたうえで、ご確認頂けると理解してよろしいでしょうか。	事業実施計画書に記載すべき事項は、独自ノウハウ等であるかに限らず記載してください。なお、情報公開請求等があった場合には配慮します。
412	第Ⅱ編	8	1.4	1.4.4		契約金額の変更	「1.4.2、1.4.3の場合、契約金額の増加等は行わない。」とありますが、本文にあてはまる場合とは、1.4.2で記載されている提案書の変更が、民間事業者の責に帰する場合のみであるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に明記されていない事項であっても、当然必要と思われる補足・完備は事業者の責任であるため、民間事業者の責に帰する場合に限定するものではありません。
413	第Ⅱ編	8	1.4	1.4.5		本業務期間終了時の引渡し条件	貴市にて引渡に関する検査を行うとありますが、検査の内容・方法等々について具体的にご教示下さい。	目視、立会、測定、分析等によると考えますが、要求水準書第Ⅱ編1.4.5(9)に示すとおり、詳細条件については、事業期間終了5年前に協議します。
414	第Ⅱ編	8	1.4	1.4.5	(1)	本業務期間終了時の引渡し条件	「5年から15年までの平均補修費用の範囲程度を基準とした補修を前提とした中で、終了後も継続して10年間にわたり使用することに支障のない状態であること」と記載されていますが、10年延長する際、必要となる基幹改造工事費用については、本事業の範囲外という事でよろしいでしょうか。	事業終了後に基幹改造工事を行うことは想定していません。事業終了後に継続して10年間にわたり使用することに支障のないように、事業期間中に渡って維持管理を行ってください。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
415	第Ⅱ編	8	1.4	1.4.5	（1）	本業務期間終了時の引渡し条件	事業期間の5年から15年までの平均補修費用の範囲程度を基準とした補修を前提に、終了後も10年間にわたり使用することに支障のない状態であること、とありますが、①本施設は30年間にわたり利用予定（要求水準書1.2.1.5） ②終了後の措置については事業開始後16年目の時点から協議開始（入札説明書P.4） から、16～20年目の施設修繕に関する事業者の修繕費の積算は困難です。ついては本項目については削除くださいますようご検討下さい。	要求水準書に示したとおりとします。
416	第Ⅱ編	8	1.4	1.4.5	（1）	本業務期間終了時の引渡し条件	事業期間の5年から15年までの平均補修費用の範囲程度を基準としたとありますが、範囲程度を具体的にご教示願います（平均補修費用の前後何%等）。	20%以下を考えています。
417	第Ⅱ編	8	1.4	1.4.5	（1）	本業務期間終了時の引渡し条件	本業務期間終了後も継続して10年間にわたり使用することに支障のない状態とありますが、支障のない状態とは具体的にどのような状態か、ご教示願います。	本要求水準書記載の業務を市が行う上で支障のない状態です。
418	第Ⅱ編	8	1.4	1.4.5	（1）	本業務期間終了時の引渡し条件	「事業期間終了後に･･･事業期間の5年から15年までの平均補修費用の範囲程度を基準とした補修を前提とした中で、･･･10年間にわたり使用することに支障のない状態であること。」とありますが、貴市が維持管理を実施するにあたり、以下の内容をご理解頂いていると考えてよろしいでしょうか。 ①大規模補修の実施等により、補修費は年度毎に大きく変動が生じること。またその為、年度によっては平均補修費用を大幅に超過する場合があること。 ②引渡し後10年間、必要に応じた適切な補修を実施して頂くこと。（予算制約等により、必要な補修を次年度に繰り延べした場合などには、翌年度以降により多くの補修費が生じる可能性があります。） ③補修実施時期の相違による施工コストの差異、及び貴市と事業者の調達手法の差異等が存在する為、「平均補修費用の範囲程度を基準」という費用に関する記述は、補修費を積算する上でのあくまで目安であること。	本規定は、事業期間終了後の10年間で、極端に大規模な補修が発生しないように、事業期間中の適切な維持管理を求めているものです。 ①に関して、事業期間中に適切な維持管理が実施され、事業期間終了後の10年間で、極端に大規模な補修を発生させないことで、平均補修費用の範囲程度を基準とした補修の実現を求めています。 ②に関して、必要に応じた適切な補修は実施する予定です。 ③に関して、平均的補修費の判断について、補修実施時期の相違による施工コストの差異、市と事業者の調達手法の差異等は、存在すると考えます。
419	第Ⅱ編	9	1.4	1.4.5	（2）	本業務期間終了時の引渡し条件	「引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新…及び事業契約書に基づき事業者が整備作成する図書を含むものとする。」とありますが、当該項目には、事業者が所有する図面や資料及び運営期間中の財務諸表や費用明細等（事業者の営業秘密やノウハウに関わるもの）が含まれると思慮いたします。つきましては、当該図書（事業者のノウハウに関わるもの）については、第三者（貴市が指定する業者）へ開示しないようにご配慮願います。	引継ぎに必要な事項については、引継ぎ業者に開示することを想定しています。なお、本施設の運営、維持管理以外に用いることのないよう契約に明記する等を措置します。
420	第Ⅱ編	9	1.4	1.4.5	（4）	本業務期間終了時の引渡し条件	「事業期間以外であっても、教育指導を行う必要が生じた場合、又は、教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、本市と事業者の協議のうえ実施することができる。」とありますが、事業期間以外の教育に係る費用についても、別途協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	本規定の期間は、運転指導期間（120日）を意味しています。事業期間外についての規定ではありません。
421	第Ⅱ編	9	1.4	1.4.5	（5）	本業務期間終了時の引渡し条件	運転指導員については、SPC事業者の運転員が兼任してもよろしいでしょうか。あるいは、別途専任の人員にて指導を行う必要があるのでしょうか。	必要な運転指導を行うことを前提に、SPC事業者の運転員でも可能です。
422	第Ⅱ編	9	1.4	1.4.5	（6）	本業務期間終了時の引渡し条件	建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であることとありますが、この判断についてはどのようなご確認方法を検討されているのかご教示下さい。	現時点において、目視及び必要に応じた検査等を想定しています。
423	第Ⅱ編	9	1.4	1.4.5	（9）	本業務期間終了時の引渡し条件	「事業期間終了5年前に貴市と協議を開始する」と記載されておりますが、本協議に関し、基幹改造に伴う、設備診断等の費用が発生する場合の費用負担は、貴市でよろしいか。	基幹改造については想定していません。設備診断等の費用が発生した場合は、事業者の負担となります。
424	第Ⅱ編	11	3.2			受入管理	適切な受付管理を検討するため、各施設（熱回収施設、リサイクルセンター別）への各搬入車両（一般持込車・許可業者車両・ルート収集車両等）台数実績をご教示願います。また搬入車両台数実績については、年平均各搬入車両台数（年末年始除く）と年末年始搬入車両台数をご教示願います。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
425	第Ⅱ編	11	3.2	（1）		受入管理	「事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、計量及び受入管理を行うこと。」とありますが、ここで言う「本施設に搬入される廃棄物」とは、本施設へ直接搬入される持ち込みごみを対象としていることを確認させて下さい。	持ち込みごみに限りません。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
426	第Ⅱ編	11	3.2	（1）		受入管理	「事業者は、本施設に搬入される廃棄物について、計量及び受入管理を行うこと。受付時間を・・・なお、登録車の計量方法、・・・監督員と十分に協議すること。」とありますが、事業者の業務範囲は登録車の計量業務からであり、運営開始時並びに運営期間中の車両登録（登録受付を含む）については貴市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。もし車両登録についても事業者の業務範囲とお考えの場合は、応募事業者間における費用の公平性を担保するために運営開始時の想定登録車台数及び運営期間中の想定登録車台数をご教示願います。	登録受付を含め車両登録は、事業者の業務範囲となります。なお、参考として、現状の実績を、第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
427	第Ⅱ編	11	3.2	（4）		受入管理	「搬入基準は、原則として毎年度、本市が定めるものとする。」とありますが、各施設（熱回収施設、リサイクルセンター）の処理性能にも関わってくるため、搬入基準については、事前に事業者と協議させて頂きますようお願いいたします。	搬入基準の作成については、事業者と協議します。
428	第Ⅱ編	11	3.2	（5）		受入管理	「事業者は、直接搬入ごみの中から搬入禁止物を発見した場合、搬入者に搬入禁止物を返還すること。」とありますが、受入業務については地元住民の方々への対応業務となります。したがって返還する際は丁寧な説明と誠意ある態度で接していきますが、万一トラブルになった場合、円滑な業務遂行のためにも貴市のご支援・ご協力を賜りたいと存じます。	市は必要な対応を行います。
429	第Ⅱ編	11	3.2	（8）		受入管理	「事業者は、本市が搬入車両に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。」とあり、貴市に全面的に協力していく所存でございますが、監査または検査を実施する際は、事業者が実施している業務に支障がない範囲（受入業務が繁忙な曜日や時間帯以外）での実施にご協力下さいますようお願いいたします。	搬入検査の実施時間等については、事業者と協議の上、決定します。
430	第Ⅱ編	11	3.2	表3-1		受入管理	受付時間に記載されている休業日に、日曜日の記載はございませんが、日曜日も受入業務を行うという解釈でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
431	第Ⅱ編	11	3.3	（1）		料金徴収代行	直接にごみを搬入する者からの料金徴収は、市民とのトラブル事例が散見される性格上、公共の所掌とすべきと判断します。ついては事業者が代理徴収するのではなく、貴市範囲として見直しいただきたくお願いします。	要求水準書のとおりとします。
432	第Ⅱ編	11	3.3	（1）		料金徴収代行	「事業者は、処理手数料が必要なものに対し、本市が定める料金を、本市が定める方法で、本市に代わり徴収すること。」とありますが、事業者の料金徴収業務に関する業務範囲は受付窓口での料金徴収代行のみとし、後納制度がある場合、債権回収までは事業者は責任を負いかねます。従いまして後納分の請求と料金徴収および徴収料金の管理については貴市の業務範囲とさせて頂きますようお願いいたします。	後納分に関する請求と料金徴収及び徴収料金の管理は、市が行います。
433	第Ⅱ編	12	3.3	（2）		料金徴収代行	[事業者は徴収した料金を、本市と協議する引渡し方法により本市へ引き渡すこと。」とありますが、徴収する料金は公金であることから、引渡し方法については、事業者が金庫で保管することなく徴収当日に貴市へ徴収料金を引渡すことをご検討頂きますようお願いいたします。	当日の引渡しは想定していません。月1回の引渡しを想定しています。
434	第Ⅱ編	13	4.2	4.2.1	（1）	計画処理量	ごみ質について、「低質～高質の低位発熱量の範囲」であれば、委託費（変動費）の変更はしない。ごみ量に関しては、ごみ量に係らず、固定費＋（年間処理量×変動費単価）が委託費という理解でよろしいでしょうか。	委託費の支払いについては、運営・維持管理業務委託仮契約書（案）に示すとおりです。
435	第Ⅱ編	13	4.2	4.2.4	（1）	安定稼動の確認	「事業者は、・・・、熱回収施設又はごみ燃料化施設（・・・）並びにリサイクルセンターについて、90日間以上（ごみ燃料化施設及びリサイクルセンターについては計画作業日における90日間以上）の長期安定稼動が可能であることを各系列について実証すること。」とありますが、ここでいう長期安定稼動とは1炉あたり連続稼動日数90日間以上の運転のことを指すのでしょうか。 また、灰溶融炉については、灰の発生量の影響を受けやすいため、計画作業日90日間以上で要件を満足するものとして頂けないでしょうか。	前段について、お見込みのとおりです。 後段について、長期安定稼働運転計画の要領書作成時に協議します。
436	第Ⅱ編	14	4.2	4.2.4	（1） （2）	安定稼動の確認	90日間以上の長期運転稼動が可能である条件として、定期的な計画整備による停止（休炉）期間は連続運転90日間にカウントするものと考えてよろしいでしょうか。	停止（休炉）期間は、連続運転の期間には含まれません。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
437	第Ⅱ編	14	4.2	4.2.6		運転時間	「リサイクルセンターについては8時間/日(プラント処理能力5時間/日)を基本とする。」とありますが、運転日数は8時間/日で計算すると考えてよろしいでしょうか。	運転日数は、プラント処理能力5時間/日で計算してください。
438	第Ⅱ編	14	4.2	4.2.7	(1)	施設動線	「場内の動線については、決められた動線を遵守し、市民、見学者の安全性に十分に配慮すること。」とあり、市民や見学者の安全を十分に配慮しながら搬入車両(特に一般持込車)の指示・誘導に努めていく所存でございますが、ルート収集車両(直営で実施している場合)に対する指導や啓発活動等、貴市のご支援・ご協力を賜りたいと存じます。	直営車両への指導・啓発活動については、必要に応じ支援・協力します。
439	第Ⅱ編	14	4.5			適正運転	事業者が、本施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。とありますが検査内容の詳細をご教示下さい。	法令及び事業者の提案による検査によります。
440	第Ⅱ編	15	4.6	(3)		資源物の保管	後段「なお、プラスチック製容器については、市の指定する場所(約16km)まで運搬すること。」とありますが、具体的な受入基準(車両の仕様等)をご教示願います。	プラスチック製容器の引き取り品質基準については、別紙9を参照願います。 車両については、現在、4tの平ボディ車を使用しています。
441	第Ⅱ編	15	4.6	(3)		資源物の保管	「びん類、缶類、ペットボトル、破砕後の金属類に…積込までを行なう。なお、プラスチック製容器については、市の指定する場所(約16km)まで運搬すること。」とありますが、コスト合理化の観点より、当該運搬業務の特別目的会社から第三者への外部委託を認めて頂けると理解してよろしいでしょうか。 (「基本仮契約書(案) (再委託等) 第10条」には「設計建設JV又は特別目的会社は、建設工事請負契約、運営・維持管理契約又は運営・維持管理契約の定めるところに従うほか、第三者に再委託し又は下請けしてはならない。」と記載されております。) 次に「運営・維持管理業務委託仮契約書(案) (第三者の使用) 第8条」には、「乙は、事業者提案に従って本業務の各業務を再委託するものとする。」と記載されております。当該各契約書(基本仮契約書(案)及び運営・維持管理業務委託仮契約書(案))をどのように理解すればよろしいでしょうか。 (運営・維持管理業務委託仮契約書(案)を正と考えた場合、特別目的会社による外部委託は認めて頂けるものと理解しております。)	関連法令等に抵触しない範囲において、事業者の提案に委ねます。 基本仮契約書(案)第10条は、運営・維持管理業務委託契約書に定めの無い場合の委託を禁止するものです。
442	第Ⅱ編	15	4.6	(4)		資源物の保管	「事業者は、リサイクルセンターに持ち込まれた再生可能な家具等を処理ラインに投入前に選別し保管すること。」とありますが、再生可能と判断する基準および品目をご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
443	第Ⅱ編	15	4.7	(1)		最終処分物の搬出	本市が指定する最終処分場とは、建設予定地東側にある県環境整備公社の廃棄物最終処分場のことであるか、ご教示願います。また、本事業における最終処分は、貴市ご用意の最終処分場にて無償で行なっていただけるものと考えて良いか、ご教示願います。	前段について、お見込みのとおりです。 後段について、処理不適物及び飛灰等安定化物の最終処分費については、お見込みのとおりですが、最終処分量については極力低減することを期待しています。溶融固化物・炭化物・金属類については、要求水準書Ⅱ編7.2(2)に示すとおりです。
444	第Ⅱ編	15	4.7	(1)		最終処分物の搬出	事業者は、特管物収集運搬業の許可が必要となりますでしょうか。また、最終処分場処分費用につきましては、貴市の負担でしょうか。	前段について、事業者が要求水準書を満たす運営・維持管理を行う限り、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可は不要と考えます。また、受入業務における受入管理において、事業者が、特別管理一般廃棄物を確認し、搬入者が確認できる場合は、搬入禁止物と同様に、要求水準書第Ⅱ編3.2(5)に従ってください。搬入者が確認できない場合は、本市に引渡してください。 後段について、No.443を参照願います。
445	第Ⅱ編	15	4.7	(1)		最終処分物の搬出	最終処分場が「小勝島にある徳島県の最終処分場」ではない場合は、指定する最終処分場までの距離及び往復所要時間をご教示願います。	No.443を参照願います。小勝島にある徳島県の最終処分場です。
446	第Ⅱ編	17	5.2	(2)		備品・什器・物品・用役の調達	「管理・啓発棟で必要な備品等について事業者にて調達すること。ただし、光熱費については本市が負担する。」とありますが、執務に必要なコピー用紙などの事務備品についても、光熱費と同様に貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書を修正します。光熱水費及び本市職員が使用する事務用品(文房具、コピー用紙等)、電話代については、市が負担します。
447	第Ⅱ編	17	5.3	(2)		備品・什器・物品・用役の調達	「管理・啓発棟で行われるイベント等に必要な備品等について、常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。」とありますが、執務に必要なコピー用紙などの事務備品については、光熱費と同様に貴市が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	市が行うイベント等に必要となる備品等については、市が調達します。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
448	第Ⅱ編	18	5.7			補修計画の作成	各項目において貴市の「承認」を受けることとありますが、本事業はDBO方式のご採用となっていることを鑑み、事業者の裁量を制限するものとなる懸念があります。ついては「承認」ではなく「報告」と変更下さいますようご検討下さい。	要求水準書のとおりとします。
449	第Ⅱ編	18	5.7			補修計画の作成	「事業者は、本業務期間を通じた補修計画を作成し、本市に提出すること。作成した補修計画について、本市の承諾を得ること。」とありますが、承諾にあたっては、基本仮契約書（案）第2条2に規定されておりますように、事業者の「民間企業」としての裁量及びノウハウを十分に尊重して頂けると理解してよろしいでしょうか。	補修計画に記載すべき事項は、独自ノウハウ等であるかに限らず記載してください。なお、情報公開請求等があった場合には配慮します。
450	第Ⅱ編	18	5.8			補修の実施	各項目において貴市の「承認」を受けることとありますが、本事業はDBO方式のご採用となっていることを鑑み、事業者の裁量を制限するものとなる懸念があります。ついては「承認」ではなく「報告」と変更下さいますようご検討下さい。	要求水準書のとおりとします。
451	第Ⅱ編	18	5.9			精密機能検査	精密機能検査に関する内容は事業者において、要求水準を遵守する思想にて実施すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
452	第Ⅱ編	18	5.9			精密機能検査	精密機能検査は、事業者自らが実施することで要求を満足できると理解してよろしいでしょうか。	精密機能検査については、廃棄物処理施設での検査実績を十分に有している第三者に委託してください。「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」（昭和52年11月4日　環整第95号）の別紙4に基づき実施してください。
453	第Ⅱ編	19	5.12			機器更新	各項目において貴市の「承認」を受けることとありますが、本事業はDBO方式のご採用となっていることを鑑み、事業者の裁量を制限するものとなる懸念があります。ついては「承認」ではなく「報告」と変更下さいますようご検討下さい。	要求水準書のとおりとします。
454	第Ⅱ編	19	5.12	（1）		機器更新	「事業者は、本業務期間内における本施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した本業務期間に渡る更新計画を作成し、本市に提出すること。作成した更新計画について、本市の承諾を得ること。」とありますが、承諾にあたっては、基本仮契約書（案）第2条2に規定されておりますように、事業者の「民間企業」としての裁量及びノウハウを十分に尊重して頂けると理解してよろしいでしょうか。	更新計画に記載すべき事項は、独自ノウハウ等であるかに限らず記載してください。なお、情報公開請求等があった場合には配慮します。
455	第Ⅱ編	19	5.12	（1）		機器更新	「事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において、機器の更新を行うこと。ただし、法令改正、不可抗力によるものは事業者の機器更新の対象から除くものとする。」とありますが、同様に新技術の導入等も除外するものと考えてよろしいでしょうか。	新技術を導入する場合は、要求水準書Ⅱ編5.13によりますが、内容に応じ、協議します。
456	第Ⅱ編	19	5.13			改良保全	改良保全の具体的定義をご教示願います。	設備の体質改善及び改良修理です。
457	第Ⅱ編	21	7.2			溶融固化物・炭化物・金属類の有効利用	溶融スラグの有効利用について、①スラグの品質、②コスト、③需要と供給の均衡、等を総合的に勘案すれば、市内公共建設工事で使用するアスファルト混合物用骨材として利用することが最も現実性のある方法です。従って貴市発注の道路舗装工事の発注仕様書に「アスファルト混合物用骨材に、市ごみ処理施設から排出された溶融スラグを利用すること。」など、を記載頂けますようお願いします。	本市の現状より、現時点では、ご要望に副いかねます。
458	第Ⅱ編	21	7.2			溶融固化物・炭化物・金属類の有効利用	有効利用できない溶融固化物・炭化物・金属類が生じた場合、その処理・処分について本市が実施する処理・処分に必要となる費用を本市に支払うこととありますが、その処理費用はどの程度と考えればよろしいでしょうか。質問311. にあるように処理費用の設定具合によっては、事業者において有効利用の探求をせず安易に最終処分場への持ち込みを選択することが可能となります。また応札者間の競走上の不平等が発生するため、貴市の目指される本事業の趣旨に沿った単価設定および運営事業上のペナルティ措置等のご検討も併せて希望します。	処理費用については、想定できません。事業者は、運搬費及び必要となった処理・処分費を支払うこととなります。なお、本市が指定する処理・処分先が、必ずしも近隣になるとは限りません。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
459	第Ⅱ編	21	7.2	(1)		溶融固化物・炭化物・金属類の有効利用	「事業者は、熱回収施設又はごみ燃料化施設(炭化施設)排出される…本市より有償で購入した上で、全量有効利用を図るものとする。なお、その価格については、別途協議による。」とありますが、他方「入札説明書 Ⅵ 6 (3)その他の収入」には「生成物の売却収入については、市からの購入金額を配慮し見込むことが可能な額を想定して事業計画を立案することとする。生成物であるスラグ、炭、金属類の購入単価については、事業者が提案すること。」と記載されております。事業者の提案金額が運営期間中、採用されると考えてよろしいでしょうか。	市からの購入価格は、原則、事業者の提案によりますが、協議により変更することもあります。
460	第Ⅱ編	21	7.2	(1)		溶融固化物・炭化物・金属類の有効利用	施設で生成される溶融固化物・炭化類・金属類に関しては、市に所有権が存在し、施設内部でSPCが市より有償で購入した上で、有効利用先に売却するという考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
461	第Ⅱ編	21	7.2	(1)		溶融固化物・炭化物・金属類の有効利用	なお、その価格については、別途協議による。とあります。どの時点で協議を開始し、金額決定するものか、ご教示願います。	協議開始時期について指定はありませんが、変更の時期としては年度当初を想定しています。
462	第Ⅱ編	21	7.2	(2)		溶融固化物・炭化物・金属類の有効利用	「万一有効利用できない、溶融固化物等については、貴市が実施する処理・処分に必要となる費用を、貴市に支払うこと」と記載されておりますが、処理・処分に必要となる費用を御教授下さい。	No.458を参照願います。
463	第Ⅱ編	21	7.2	(2)		溶融固化物・炭化物・金属類の有効利用	「万一、有効利用できない溶融固化物・炭化物・金属類が・・・、本市が指定する処理・処分先まで運搬を行うこと。この場合、事業者は、・・・、本市が実施する処理・処分に必要となる費用を、本市に支払うこと。」とありますが、有効利用できない溶融固化物や金属類が生じた場合は、前項(1)に記載のあるように、市より有償で購入するのではなく、運搬費と処理・処分に必要な費用のみ負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
464	第Ⅱ編	21	7.2	(2)		溶融固化物・炭化物・金属類の有効利用	「万一、有効利用できない溶融固化物・炭化物・金属類が・・・、本市が指定する処理・処分先まで運搬を行うこと。この場合、事業者は、・・・、本市が実施する処理・処分に必要となる費用を、本市に支払うこと。」とありますが、事業者の責めに帰さず変動費に含むことが困難な費用(例えばごみ量が著しく増加したことにより有効利用先の受入許容量を上回り、処理・処分せざるを得ない場合の処理・処分費用)については貴市殿で負担下さいますようお願い致します。	ご指摘の場合においても事業者の負担とします。
465	第Ⅱ編	21	7.2	(2)		溶融固化物・炭化物・金属類の有効利用	万一、溶融固化物・炭化物・金属類が有効利用できない際に、貴市に実施いただく処理・処分の費用水準をご教示下さい。	No.458を参照願います。
466	第Ⅱ編	24	9.3	(4)		防火管理	「特に、ごみピット、ストックヤード等については、入念な防火管理を行なうこと。」について、最良な防火管理体制を構築して日常の防火管理に勤めていく所存ではございますが、火種のあるごみがピットへ直投されたことによるピット火災事例もございます。つきましてはルート収集者に対する貴市のご支援・ご協力(啓発活動等)を賜りたいと存じます。	直営車両への指導・啓発活動については、必要に応じ支援・協力します。
467	第Ⅱ編	24	9.5	(3)		市民利用・見学者対応	「本施設を利用する市民の受付及び対応は、本市にて行うこととする。なお、事業者は、必要に応じ協力を行う。」については、運営業務に支障のない範囲内でご協力させて頂く所存でございます。また参考までに貴市が事業者へ協力依頼する内容についてはどのような内容を想定しているのでしょうか。貴市と事業者の考え方に相違がないように「様式27」の「管理・啓発棟の啓発施設の支援に対する工夫」に反映させて頂きますので具体的な内容をご教示願います。	本市への協力内容は、事業者の提案に委ねます。
468	第Ⅱ編	24	9.5	(4)		市民利用・見学者対応	「管理・啓発棟で行う再生工房等については本市で人材確保並びに運営をするが、運営に関し、必要に応じて協力すること。」については、運営業務に支障のない範囲内でご協力させて頂く所存でございます。また参考までに貴市が事業者へ協力依頼する内容についてはどのような内容を想定しているのでしょうか、貴市と事業者の考え方に相違がないように「様式27」の「管理・啓発棟の啓発施設の支援に対する工夫」に反映させて頂きますので具体的内容をご教示願います。	本市への協力内容は、事業者の提案に委ねます。
469	第Ⅱ編	25	9.6	(2)		周辺住民対応	住民等と結ぶ協定等とはどのような内容かご教示願います。	現時点では、未定です。

No.	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
470	別紙3 リサイクルライン基本フロー						「一次破砕対象外粗大ごみ」とは、具体的にはどのような粗大ごみかをご教示願います。 また、「一次破砕対象外粗大ごみ」を一次破砕機に投入できると判断すれば、せん断機は設置しないこととしてよろしいでしょうか。	前段及び後段について、事業者の提案に委ねますが、本施設では畳も処理が行えるように計画してください。
471	別紙5 家庭ごみの出し方						「要求水準書　第Ⅱ編　3.受入業務　3.2受入管理(5)」に記載されている「搬入禁止物」の品目については、「別紙5家庭ごみの出し方(1/2)」うち、「下記の物は収集できません」に示されている品目を指すと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
472	別紙8 最終処分の袋の例及び費用						最終処分するものは、必ず別紙8と同様の袋に入れなければならないのでしょうか？	お見込みのとおりです。
473	別紙8 最終処分の袋の例及び費用		②規格	9)		強度	「高さ5メートルの位置より、4tダンプ車で直接落下させるため、満タンの状態で、落下時に破裂しない強度を十分に要する物。」とありますが、最終処分場に搬出する運搬車両の仕様(受入可能な運搬車両)については、4t以下のダンプ車と理解してよろしいでしょうか。また4t以上のダンプ車以外でも受入が可能な場合、車両の大きさに上限がある場合はご教示願います。	お見込みのとおり、4t以下のダンプ車で計画してください。
474	別紙9 プラスチック製容器引き取り品質基準						「産業廃棄物由来のもの」とは、具体的にはどのようなものかをご教示願います。	本施設の場合には該当しないと考えられます。
475	別紙9 プラスチック製容器引き取り品質基準						産業廃棄物由来のプラスチック製容器は、リサイクルセンターに搬入されないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
476	別紙9 プラスチック製容器引き取り品質基準						「11. 建設廃材を含まないもの。」とありますが、リサイクルセンターに建築廃材は搬入されないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
477	別紙10 分析項目及び頻度					溶融固化物	分析項目に熱灼減量、含水率がありますが、有効利用上不必要な項目となることから不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
478	別紙10 分析項目及び頻度					溶融固化物	溶出試験について、JIS項目と重複することから、本項目については不要であると考えてよろしいでしょうか。	付表1に示す項目は、JISの溶出試験項目よりも項目が多くなっています。溶出試験は必要です。
479	別紙11 不燃物収集日程表						土曜日、日曜日、祝日、年末年始は収集されないものとしてよろしいでしょうか。	祝日及び年末年始(12月31日～1月3日)は収集されません。
480	別紙11 不燃物収集日程表						ペットボトルと粗大ごみは毎月の月曜～金曜の全日数に収集されるものとして、各収集日の搬入量は均等であるとしてよろしいでしょうか。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
481	別紙11 不燃物収集日程表						不燃ごみとプラスチック容器は毎月上旬の月曜～金曜の全日数に収集されるものとして、各収集日の搬入量は均等であるとしてよろしいでしょうか。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
482	別紙11 不燃物収集日程表						びん類と缶類は毎月下旬の月曜～金曜の全日数に収集されるものとして、各収集日の搬入量は均等であるとしてよろしいでしょうか。	第2回質問の受付時点までに関連データを公表する予定です。
483	全般						要求水準書にて整合性がみられない箇所についてはご提案と考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の箇所については、第2回の質問回答で質問してください。